

第 66 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 22 年 8 月 24 日(火) 13:30 ~ 18:50

場所 尼崎市中小企業センター

前田 定刻となりましたので、これより第 66 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただく事務局の前田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は 18 名の委員にご出席をいただいております。茂木立委員、伊藤委員、岡委員、加藤委員、酒井委員の 5 名の委員の方は、所用のために欠席されております。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただいております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

まず、第 66 回武庫川流域委員会次第、裏面が配付資料の一覧でございます。その次、委員名簿、次に行政出席者名簿、次に座席表になっております。続きまして、資料 1 第 107 回、第 108 回運営委員会の協議状況、資料 2 第 60 回～第 65 回流域委員会における審議結果の整理表(案)、資料 3 - 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の 8 月 9 日時点修正案に対する委員意見書の整理表、資料 3 - 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文案(8 月 17 日時点)とこれに対する委員意見の整理表、資料 3 - 3 武庫川水系河川整備計画(原案)(8 月 17 日時点)修正案、資料 3 - 4 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】(8 月 17 日時点修正案)、資料 3 - 5 武庫川水系河川整備計画(原案)説明資料(8 月 9 日時点修正案)、資料 3 - 6 武庫川水系河川整備計画(原案)参考資料(8 月 17 日時点修正案)、資料 4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 7)、資料 5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)、資料 6 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編(8 月 24 日時点修正案)、資料 7 住民からの意見書、続きまして、A 4 判で参考資料 1、1 枚物になっております。参考資料 2、これも A 4 判 1 枚物になっております。

以上となっております。

委員の方には一部カラーの印刷した資料をお配りしておりますが、傍聴の方には全て白黒印刷したものをお配りしております。随時スクリーンにカラー表示した映像を映して説明を進めさせていただきますので、スクリーンとお手元の資料を見比べながら傍聴をお願いいたします。

それから、傍聴される皆様にお願いがございます。傍聴者へのお願いという用紙をご覧ください。

発言、議事録、写真撮影については、記載の通りでございます。ご協力をお願いいたします。

3点目の写真撮影でございますが、委員会の活動状況を記録に残すため、カメラによる撮影を行っております。公表する目的ではなく、内部の記録用に撮影するものでございます。基本的には、皆様の個人が特定されるような写真の撮り方はしないように留意したいと思いますので、ご了解いただくようお願いいたします。どうしても承認できないという方がおられましたら、申し出ていただきますようお願いいたします。

それから、本日のマスコミ取材ということで、読売新聞社より取材の申し込みを受け付けております。

それでは、次第の2番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。議題は、(1)武庫川水系河川整備計画(原案)等の審議、(2)その他となっております。

広報では17時30分終了とお知らせしておりますが、審議の内容によっては17時30分を超える場合がございます。

議事につきましては、松本委員長に進めていただきたいと思います。それでは、松本委員長、よろしくをお願いいたします。

松本委員長 只今から第66回武庫川流域委員会の会議を始めます。

今年1月から審議をしてきました整備計画原案の審議もいよいよ大詰めとなりました。本日から立て続けに9月2日、そして9月16日と、3回の連続した全体委員会を予定しております。まだ今日論点の審議一巡目が少し残っているのですが、これらを含めて修文加筆の作業も大詰めに近づいてきたと運営委員会では認識をしております。従いまして、後ほど申し上げますが、できるならばこの3回で全ての審議を終えられるように進めていこうということで審議日程を組んでおります。非常にタイトな日程の中で、この暑い中、大変でございますが、委員の皆様、事務局の関係機関の皆様、そして傍聴の皆様、よろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に、本日の議事録、議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。署名人は私と、田村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

まず、本日の議事の進め方にかえまして、8月9日並びに8月17日の2回にわたって開催しました第107回及び第108回運営委員会の協議状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。この2つの運営委員会は、その前8月4日の第65回の全

体委員会を受けて、大きく原審に対する修正加筆の作業を整理しました。さらには、この間、また 8 月 17 日の時点で新たな修正加筆の意見等が出てきましたので、それを再度全委員にご照会して、昨日までにほぼ全員の委員から回答をいただいて、後ほど報告される修文意見案に盛り込んでおります。県からも、前回 8 月 4 日時点までに出された意見に対しては、ほぼ一応の判断が示されました。修文加筆の具体案、そして修文加筆が不要とする意見等に分かれていますが、これらについても整理をしてきました。そういう意味では、約 400 件に上る修文等にかかわる意見についても、かなり整理が進んだというように認識しております。

この 2 回の運営委員会は、そうした修文意見の整理と残る議論をしなければいけない論点の整理を行うということに作業を集中させました。その結果、後ほど報告していただきます修文の進捗状況、そして論点課題として残っている論点の整理表というものを再整理してきました。それらは後ほど報告させていただきます。

もう 1 つのこの間の運営委員会の議題は、前回 8 月 4 日の第 65 回の全体委員会で議論されました幾つかの点についてのフォローアップでございます。1 つは、下流掘り込み区間、生瀬地域の青葉台付近における河川改修計画についてどう取り扱うかという議論であります。これは今次整備計画の中に入っている区間でございます。改めて県の方から、この区間の計画を進めるための 3 つの選択肢についての検討経過の説明を運営委員会で詳細に受けて議論をしました。その結果、後ほど申し上げます青葉台付近の河川改修に関しては、一定の整備計画案の修正加筆でもって、これで一旦この問題を収束させる。ただ、住民への周知や合意形成のプロセス等につきましては、本日の論点でもある推進体制の論点審議のところでの具体的なケーススタディーとして振り返る場合もあるということで、この問題を一応整理しました。

もう 1 点は、前回の全体委員会の中で議論されて宿題となっておりました河川景観に関する流域各市自治体がどのような意見を持っているかということについての照会でございます。県の方から 7 市に意見照会したものを後ほど報告するというので、本日の報告議題に入っております。

これらが主な協議の内容でございますが、これ以外に、今日行います論点の審議等について、とりわけ流域連携あるいはフォローアップ等の問題に関してどのように議論を進めるかということについての若干の審議を行いました。

そして、本日の論点審議は、論点項目 6 番の推進体制に関することから始めて、論点項

目整理の 7 番、その他の項目、そして論点整理 1 番、最初に戻って、整備計画並びに推進計画の 2 つの原案の位置づけに関することについての審議を行って、論点の審議を一巡させるということが本日の大きな議題でございます。その上で、時間の余裕があれば、改めて、積み残しというのですか、持ち越されている論点審議の課題、継続課題とされている既存ダムの治水活用の問題等々のまだ議論が収束していない幾つかの問題についても意見交換を行うというようなことが本日の議題になります。

以上がこの 2 回の運営委員会の主な内容並びに本日の審議の進め方でございます。これについて何かご質問、ご意見等があれば伺います。特にないようですので、そのように進めさせていただきます。

では、まず議題の第 1、河川整備計画の原案審議の結果の整理表の確認をさせていただきます。お手元の資料 2 でございます。これは、論点審議の進捗状況を確認するために、第 60 回の全体委員会以降の論点審議の足取りを整理したものであります。裏表になっておりますが、既に以降の論点で議論する事項としていたものも多くが網かけになっております。網かけになっているというのは、審議が終了したのも一部記載している通りでございますが、既に具体の原案に対する修正加筆の議論に移しているということで、修文整理表に移しかえということの表記がそれでございます。従いまして、残る論点の審議も、具体の修文の中で審議を進めようということで、大方が網かけになってきております。幾つかの点がまだ白抜きのままで残っているのは、まだ修文の作業の段階に至っていないもの、あるいは論点審議が残っているもの等、あるいはまだ積み残しになっている議論する事項ということになります。一応事務局でまとめてもらったものを運営委員会等で修正を加えた上で、このように策定をしておりますので、ご覧いただければと思います。

これについて、何かご質問、ご意見ございますか。特にないようでしたら、このように審議経過を整理したということでのご確認をいただきました。

次は、前回の全体委員会で質問、意見が出ていました武庫川の河川景観について、流域各市がどのような意見を持っているかということとをぜひオブザーバーの各市からご発言いただきたいという意見があって、最終的には後日県の方で各市に照会をして取りまとめるということになっていました。その結果が本日資料として提示されておりますので、資料 3 - 2 に基づいて、県の方から説明をしていただきます。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 景観に関する流域市の意見照会につきまして、ご説明させていただきます。

第 65 回流域委員会で議論いたしました景観につきましては、先程委員長からご説明があった通り、お手元の資料 2、審議結果の整理表の裏面、25 番、良好な景観の保全・創出の中欄のところですが、武庫川の流域景観、河川景観に関して、流域各市がどのようなことを求めているのかをヒアリングして報告してもらおうという取り扱いになっております。あわせて、佐々木委員から、水辺の景観マニュアルの有無について確認して欲しいというご意見がありましたので、そちらもあわせて意見照会を行いました。

それでは、お手元の資料 3 - 2 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文案とこれに対する委員意見の整理表の後ろから 4 枚目の添付資料 3 でご説明させていただきます。

添付資料 3 の上段枠囲みのところをご覧ください。流域各市がどのようなことを求めているのかということをご説明する前に、景観行政に当たっての役割分担についてまずご説明させていただきます。

第 65 回流域委員会でも、県から景観行政に対しての役割分担についてご説明させていただきましたが、基本的には景観法で景観行政団体となっている神戸市、西宮市、尼崎市、三田市などでは、景観法に基づいて景観行政を担う役割となっています。いま一度今回の意見照会にあわせて、景観行政に関する河川管理者と市の役割分担について、お互いの認識に齟齬がないかどうかということを確認しております。

添付資料 3 の枠囲みの 1 番目のところですが、景観行政に対する河川管理者と市の役割分担について確認した結果、県、市とも共通認識であることを確認しました。これは、修文案を提示して流域 7 市に確認しております。

市域全般の景観行政は市の役割であり、河川内の景観形成については基本的に河川管理者がその役割を担うこと。地域のまちづくりにあわせた川の景観づくりについては、市の要請に応じて河川管理者が協力するというスタンスで可とするということ。この

につきましては、本日のお手元の資料 3 - 3 武庫川水系河川整備計画（原案）（8 月 17 日時点）修正案の 28 ページと 61 ページに景観に関して記載していますが、それぞれの役割分担について加筆して、その修文案を提示した上で、意見照会を行っております。

各市からは、この役割分担について特に意見はございませんでしたので、景観行政に関するお互いの役割分担について齟齬がないということを確認できたと考えております。

次に、2 番目としまして、流域市が武庫川の河川景観に求めていることについて意見照会した結果をご報告します。

まず、流域各市が武庫川の河川景観に求めることについて、何か明確に打ち出している

市の方針とか基本的な計画があるのか、ないのか、ということについて意見照会をいたしました。

流域各市からは、都市計画マスタープランなどに武庫川に求める河川景観などについて記述があるという回答をいただいております。添付資料 3 の上段枠囲みの下の表をご覧ください。それぞれ都市計画マスタープランなどの中で武庫川の河川景観などに求める記述のところを抜粋して回答をいただきました。

このように整理してみますと、ゴシックと下線で示しておりますが、この中では、自然景観とか環境保全とか、そういうキーワードが目立つことがわかつておきます。

このため、上段枠囲みの 2 番として、流域各市が求める武庫川の河川景観について意見照会を行った結果、武庫川には自然景観を求める記述が多いことを確認したというように整理しております。

よって、流域各市が武庫川の河川景観に求めるものは何かということについては、自然景観が一番求められているものであるというように考えております。

このことを踏まえて、上段枠囲みの 3 ですが、以上より、武庫川の河川景観については、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全、創出に努めることとするということ武庫川の景観形成の思想としております。

このことにつきましては、本日の資料 3 - 3 武庫川水系河川整備計画(原案)(8月17日時点)修正案の 61 ページにも、その内容を反映して既に修文しているということをお知らせさせていただきます。

次に、佐々木委員からご意見がありました水辺の景観マニュアルの有無につきましてご説明させていただきます。

流域市に、水辺の景観マニュアルなどという指針やマニュアルの策定状況を意見照会したところ、景観法に基づく景観計画や条例に基づく景観基本計画の一部に記載しているというような回答がございました。恐らく佐々木委員が思われているような具体的な手引やマニュアルというものとは異なると考えています。このため、添付資料 3 の下の表の右枠、意見照会の結果として、流域各市では水辺の景観マニュアルというものは策定されていないというように取りまとめしております。

以上、景観に関する流域各市の意見照会の結果についてご報告させていただきました。

松本委員長 今の報告についての質問、意見を求めます。

田村委員 まず、お忙しい中で、私の質問に対しまして意見照会をしていただいた労に

対して感謝をいたします。

私の質問の本意というか、意見の本意は、景観行政に対して今現状がどうかとかそういうことだけでなく、後の連携と協働、コラボレーションというのですか、そこについての意欲をお尋ねしたというのが真意です。そういう意味で言いますと、今日の資料 3 - 2 の 61 ページに、8 月 17 日時点での私の意見を出してしまして、基本的には、先程平塚主査の説明された良好な景観の保全と創出というところに関しまして、景観づくりに向けては沿川行政の自治体と県が単純に協力する、あるいは河川については県に任ず、あるいはまちの方については各行政に任ずというだけでなく、もっともっと積極的な連携策が要るのではないかなと。河川管理者として、沿川の行政に対しても、武庫川づくりから見て、こういう景観が要るのですよ、こういう景観に町側と一緒に協力してやっていきましょうというぐらいの強い意見を出す必要がある場所もあるだろうと思います。河川区域は県で、河川区域外は自治体だというような単純な分け方では、これからの武庫川の良好な景観整備はできないだろうと。当然そこに地域住民の参画と協働という強い連携も必要なわけですが、そういった問題意識が要るのではないかというのが私の意見です。

平塚主査が説明された添付資料 3 の、地域のまちづくりに合わせた川の景観づくりについては、市の要請に応じて河川管理者が協力するというスタンスで可とすることと書いています。これではあかんのと違うかなというのが私の意見です。県と各自治体との強い連携もありますし、自治体同士の連携、協力というのも当然あります。そこに市民、住民が絡んで、連携、協働していくのが必要なことだということを下の方に文章で書いておりますが、これを全部説明していると時間がありませんので、今日参考につくってきました PDF のデータを画面に出してもらえますか。

簡単に説明しますと、例えばこういうことだということを理解していただきたいのです。

ここが宝塚市の中心市街地です。ずっと下流、ここが甲武橋で、171 が通っています。これが仁川との合流点です。このベースマップは阪神間都市計画の図面なのですが、問題意識してここを見ていただきたいのです。1 つは、甲武橋の上流と下流で、武庫川の景観が全然違う。上流は、大正から昭和にかけて大きく河川改修をされたわけです。沿川が都市的な土地利用に変わっていったと。ですから、下流のように、築堤区間の松林のような豊かな自然景観はないわけです。住宅とか工場とかが沿川に接している景観が、戦後も含めてそのまま続いているという状況です。そういうことで果たしていいのかどうか。これまでこれでよかったので、これからも景観に対しては何もしませんよということではなく

て、こういうところを今後どういう景観づくりをしていくか、武庫川百年に向けた風景づくりをどうしていくかというのを、行政、行政間、県が力を合わせて、住民の意見も聴き、住民の力が入りながら議論していく場所だと思っています。

例えば、ここは右岸側が宝塚市、左岸側が伊丹市、下流は尼崎市、西宮市と、4市が錯綜しているわけです。ちょうど仁川が合流してきて、礪河原といいますか、魚等にとっても重要な空間である場所を、下流の第一種風致地区になっている西宮、尼崎のああいう魅力的な景観につくっていけないのかどうか、そういう議論をあわせてやっていかなければいけないと思うのです。今は各市に任せますと。各市も、ややこしいところは余り手をつけたくないというような形で、今に至っている。都市計画から見ても、ここは色々な用途が錯綜しています。工業地域、準工業、第一種中高層住居地域、あるいは第一種住居地域とか、一部仁川の沿川は第一種低層住居専用地域になっている。合流点から下の方は第一種風致地区に指定されている。全体として見ると、河川空間を通しまして、河口まで都市計画緑地に指定されています。だけど、法律の適用もばらばらだし、武庫川の周りの町をどういう景観にしていくのかというコンセプトがない。これで今後何百年もそのままにしていったいいいのかどうか。そういうことをきちんと考えていただきたい。

そういうことを、河川管理者さん、あるいは沿川の行政、自治体の方々にどういう意見をお持ちですかということをお聞きしたつもりなのです。それに対して、もう一遍ヒアリングしてというのは求めませんので、連携と協働ということはこういうことだということ、河川整備区域外であっても、ますますこういうことが必要なのだということをお十分に認識して、今後の行政に当たっていただきたいと思っています。

もう1つ、上の方は宝塚の中心市街地ですが、これもくどくど言いませんが、色々な国の事業、補助事業を使ったり再開発とコラボレーションしたりしてできています。だけど、本当にいい景観ができていいのか。市民にとって、県民にとっていい空間になっているのかといたら、全然そんなことはない。例えば、平成16年、台風23号の災害復旧工事の後、護岸が整備されていますが、コンクリートのパッチワークのような物すごく醜い景観になっているわけです。災害復旧で工事をするのはしょうがない。だけど、時間がないからといって、一旦こういう工事をしてしまうと、何十年もこういう醜い景観が残るわけです。忙しいのはわかるが、大変なのはわかるが、そこで地域住民、あるいは自治体、自治体の中でも河川行政、景観行政、県の行政がきちんと連携して、どういう工事の仕様にしたらいいのか、設計にしたらいいのかということでやらないと、何ぼお金をかけても、つ

まらない景観になってしまうということですので、そういったことを十分認識していただきたいということで、流域連携の方につなげて行っていただきたいと思っています。

佐々木委員 今の田村委員がおっしゃったことそのものずばり、全部を含めたものが水辺の景観マニュアルということで、そういうような意向が流域各市、宝塚、西宮あたりは少しはあるのかなと思いましたが、なしということで、水辺の景観マニュアルのことを少し説明させていただきます。

今まさに田村委員がおっしゃったこと全てがそうなのですが、武庫川という河川に対して、河川を生かすためのマニュアルということで、作法集のような考え方なのですが、沿川の町並みと河川が一体化されたような、用途地域は工業地域とか色々な地域に変わっていくのですが、そうあっても、河川の人、川というようなものは河川と一体化してレベルアップする、百年の景観をつくっていけるようなマニュアルづくりという考え方が必要でないか。そこから流域連携も含めて、流域7市の隣り合った境界の部分も、きれいな形でスムーズに一体化していく。武庫川らしい景観をこれからつくっていかないといけないということで、水辺の景観マニュアルのような考え方はお持ちですかということをお願いしたいというようなことでした。

今までは武庫川の川の中だけで景観を考えがちだったのですが、そうでなくて、武庫川を中心に人、川、武庫川をコアにして両サイドの町並みを、流域に住まわれる方と一緒に連携を図りながらつくっていくためのものになるマニュアルのようなもの、作法集のようなものを、今期の計画ではどう思うかというところには含まれておりませんが、そういうものを流域連携を進める中で作り上げていければいいのではないかと思います。

ちなみに、隅田川なんかでは、景観マニュアルを随分前、20年はたたないかもわかりませんが、掘り込み河川とか都市河川独特の風景ができ上がってしまいましたが、それではいけないということで、そういう景観マニュアル、作法集のようなものをつくり上げつつある。人、川は、川に面した顔を持ったビルを並べていくというような町並みづくりも含めて、今も河川の景観づくりがどんどん進んでおります。武庫川には、そういうような視点も、景観ということを語る上では、これからの責任として必要ではないかと思います。

松本委員長 他にございますか。なければ、お二人の意見について、県の方から何かご説明がありますか。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 田村委員のご意見は、流域連携という形で十分認

識をということでした。連携という中でしっかり景観づくりもやっていかなければならないということは我々も十分考えていますが、やはり景観法という枠組みがございますので、それはルールとして、そのルールに基づいてやっていくことが必要ではないかと思っています。

そういう意味で、修文の中で書き方にも限界があります。何も連携しないということではなくて、関係機関とか地域住民と連携する中で、武庫川と周辺景観を一体に考えながら取り組んでいきたいという部分は書き込ませていただいております。この点をご理解いただきたいと思います。

田村委員 今の勝野係長のご意見に対して、行政としてはそういう言い方しかないと思いますが、その限界をどう乗り越えるかというのがこれから課題だと思います。先程言いましたように、仁川との合流点付近は、市の境界が錯綜しているし、都市計画の用途も錯綜している。ということは、景観的にもばらばらだと。何も考えていないということなのです。武庫川のことでも考えていないし。それであれば、河川管理者が武庫川のことはきちんと考えて、各自治体の方に、武庫川の景観づくりはこうしたいので、行政の方も協力して下さいというような積極的な姿勢を出していくのが大事だろうし、それに合わせて、周辺の用途地域、これから工業がどうなるかわかりませんが、もう少し心地よい快適な景観づくりをしていこうと。あのあたりは、武庫川漁協さんに言わすと、アユの産卵場だったのと違うかなということがありました。だから、10月1日から禁漁区にしているということもあって、そういう川づくりと武庫川の景観づくりと周辺のまちづくりが一体になるような、そういう総合的な考え方というか、関係機関、あるいは住民を含めて、そういう場を何回も持ってもいいのではないかと私は思っています。今回の整備区域の工事区間ではないが、そういう重要な場所はいくらでもあるということです。

もう1つ、ついでに言いますと、河口についても、これから潮止が撤去されて、汽水域が広がると。そうしたら、汽水域をどういう武庫川の景観にしていくのか。武庫川の景観が、あるいは空間が、快適な魅力的なものになってきたら、周辺の土地利用もどう変えないといけないのか、変えた方がいいのかという議論もしないといけない。あそこの西宮市側は住居系が一部入っています。だけど、尼崎の方は工業専用地域です。ですから、無味乾燥な町並みになっています。築堤区間なので、余り見えはしませんが、それでも両岸が全然マッチしていない景観になっている。だから、汽水域が拡大することをきっかけにして、よりよい環境づくり、景観づくり、都市づくり、河川づくりはどうあるべきかという

ことを真剣に議論してやっていただきたいというように思います。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 今まさに田村委員がおっしゃったように、対岸同士で用途地域が違うということは、これも都市計画法の話にまで波及することです。堤内側についての土地利用は、当然市が主体的に決めていく。先程平塚の方から説明がありましたが、武庫川としては自然景観を基調に、景観をよりよいものにしていきたいという姿勢で取り組んでいきますし、河口部では新たに干潟の創出も計画しております。

そういう中で、武庫川をまちづくりの中にどんどん取り込んでいっていただけるように我々も努力をして、まあ用途地域が変わるまでいくかどうかかわからないですが、まずは武庫川の中の景観をよくして、流域に影響を与えていくといいますか、それを魅力あるものとして取り込んでいってもら。そういう機運が高まっていけばいいというように考えております。

田村委員 勝野係長が中心になって、ぜひ頑張ってください。協力しますから。

奥西委員 追加的な意見ですが、田村委員がスライドで示された区域ですが、これは砂防に関係するので、山仲委員から必要があれば補足訂正をお願いしたいのですが、明治以前に武庫川が非常に荒れたことは我々の共通認識ですが、その中で武庫川が土砂氾濫を起こして、地理学で武庫川扇状地と呼ばれている宝塚市街から仁川合流点あたりにかけての扇状地的な地形ができ上がってしまった。そのために、それまで私有地だったところに土砂がどんどん堆積して河原になってしまったわけですが、明治になって砂防工事が進捗した結果、そういうところが安定してきたわけです。そういう場所が、私有地であるということで、安定したから好きなように家を建ててもいいではないかということになって、現在に至っていると。

その辺については、谷田委員から、宝塚市あたりで、自然地理学的には明らかに河川敷であるところに家が建ってしまって、水害を受けているという現状があるという指摘がされておりますが、そういうことになって、先程田村委員が指摘されたように、景観的にも望ましくない状況になっていると。その辺について、これからどうするかについては、歴史的な制約があることから一筋縄ではいかないことはわかるわけですが、ややこしい問題だから現状追認で何も言わないということでは永久に問題解決しないわけで、やはり武庫川のあり方という観点から、河川管理者として各区分について、ここの景観はこうあるべきだということを各自治体にも出していただき、自治体は自治体として、住民の要求も把握されているはずですから、そういうものと突き合わせて前向きに解決していく方向を探

っていただきたいと思います。

松本委員長 この件は具体の修文の提案も出ていますので、そちらでさらに詰めるということで、一旦終わらせていただきます。

次の議題に移ります。前回の第 65 回委員会等で議論していましたが下流部掘り込み区間の生瀬地区青葉台付近の河川改修計画についての取り扱いでございます。運営委員会で取り扱いについて協議するというように前回申し上げましたので、私の方からその結果をご報告させていただきます。

青葉台地区につきましては、お手元の資料 3 - 3、河川整備計画原案の 8 月 17 日時点修正案の 16 ページ、38 ページ、43 ページの 3 カ所で触れられています。いわゆる旧計画の中での未整備区間ですが、今審議中の新しい整備計画の目標に沿ってここの整備計画は立てられて、今年の 1 月に地元引き提案を示されたということでもあります。これについて、地元との間で少し問題が起きているようなことが訴えられましたが、運営委員会として、県の方から、ここの河川改修計画について、どのような選択肢を議論して検討してきたのかということで、3 つの選択肢についての検討経過を詳細に報告していただきました。どの選択肢がいいか、今地元示されている案の他にも、反対側の拡幅の案も含めて 3 つの選択肢で、それぞれの長所短所があったということで、最終的に県は青葉台側への引き提案でやりたいということで、地元説明をされたという経緯であります。

したがって、当初の整備計画の原案、先程申し上げた 3 ページの中でも、1 月に地元提案した住戸の立ち退きを伴う引き提案が示されていたところでもあります。これについて協議した結果、最終的には、この原案をここに記載されているように修正することによって計画に柔軟性を持たせるということを確認しました。3 つの選択肢について、それなりに納得できるものはあるものの、なぜ青葉台側の移転というところになるのかについて、当該の住民から異論が出るのは当然だろうと。そういうことを考えれば、住民の意向を十分聞くとともに、この 3 つの選択肢について詳細に説明をして、説明責任を果たしていく。その中で、地元の意向を踏まえながら、適切な改修計画を確定していくことが必要ではないかということになりました。

16 ページの右側の文章、青の 50 という四角のあたりで、未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区では、地元住民の意向を踏まえながら引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要があるというように、線で抹消しているもとの文章を修正しました。

38 ページについてはさわっておりませんが、これは目標流量について触れたところでございます。

43 ページの上から 7 行目、8 行目、右端の赤丸の 11 というあたりで、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施すると。河道拡幅、河床掘削等という具体の改修工事については、今後の協議の中で変更することもあり得るという意味合いでこのように修正をするということで、この件については、整備計画としては了解すべきではないかという議論になっております。

ということで、この問題については議論を一旦収束させたいと、運営委員会として確認されましたので、ご報告いたします。

県の方から、私の今の説明で、何か差異があったり、あるいは補足することがあったら、ご発言下さい。

杉浦武庫川企画調整課副課長 先程委員長がご説明いただいた通りでございます。私どもの作業といたしまして、整備計画原案の青葉台地区の部分の文章の修正が求められておりまして、本日その修正をお持ちするということで、作業をしたのですが、今日お渡ししている資料の中に反映できておりませんので、後ほど修正したものと差しかえさせていただきます。申しわけございませんでした。

松本委員長 私の説明で基本的に間違いはないということですので、そのように理解します。

一言補足しておきますと、原文では、まず青葉台側への引き堤が確定的になっていると。このところについては、これからの地元との協議があるので、そのところはどうなるかわからないという形で柔軟性を持たせるということが 1 点であります。2 点目は、もとの表現では、あたかも人家の多い青葉台地区が大きな被害を受けるおそれがあるので、そちら側への引き堤によって対策を講じるというように読める。これは事実とは違うのではないか。一部ガレージ等についての被災経験はありますが、今後の増水等によって、青葉台の方でそれ以上の大きな問題があるから、ここの工事をするのだというのではない。この区間の流量を確保するということにあるわけですから、その辺の誤解を受けるような表現を改めるべきであると。このあたりがポイントでございます。

こういう修正案になっておりますので、よろしく願います。

委員の方々からこれに関して補足意見等はございませんか。

ないようですので、この件については終わらせていただきます。

次の議題に移ります。河川整備計画原案の修正加筆等について、随分進捗しております。これについて、資料 3 - 1 から 3 - 6 をもとに、県からその進捗状況を説明してもらいます。

勝野武庫川企画調課総合治水係長 資料 3 - 1 から 3 - 6 についてご説明をさせていただきます。

まず、資料 3 - 1 でございますが、第 107 回運営委員会、8 月 9 日に開催しましたが、この時点で、県から整備計画等の修正案をお示ししております。同じく、第 108 回運営委員会、これは 8 月 17 日でございますが、この時点でも修正案をお示ししました。これに対しまして、各委員からそれぞれ意見書の提出がなされております。資料 3 - 1 は、8 月 9 日時点、8 月 17 日時点の修正案に対する意見書の意見を整理したリストでございます。

1 ページが 8 月 9 日時点修正案に対する整理表、2 ページから 3 ページが 17 日時点の整理表になっております。整理表では、委員ごとに県がお示した修正案に対して修正が必要かどうかなどについて示しております。具体的内容につきましては、次にご説明します資料 3 - 2 の中で整理しております。

続きまして、資料 3 - 2、A 3 横長の分厚い資料でございます。これは、各委員から出されたご意見、先程資料 2 として説明しました審議結果の整理表の中で修文対応となっているもの、県が自主的に修文したものなどに関する考え方を整理したリストでございます。

資料は、論点ごとに、左から修文の意見、それに対する県の考え方、修文の有無、及び後に説明します資料 3 - 3 から 3 - 6 の該当ページなどを示しております。7 月 28 日時点修正案とこれに対する委員意見として整理をしました、前回第 65 回流域委員会で資料 3 - 2 としましたものに今回新たに追記をしておりますので、追記したところがわかるように色分けをしております。

まず、青色が、第 107 回運営委員会でお示した、8 月 9 日時点で新たに追記した場所でございます。赤字の部分は、8 月 17 日時点で追加をした箇所、さらに緑色は、8 月 17 日時点でお示した内容に、さらに委員の方々からいただいたご意見を追加しております。第 65 回流域委員会資料としましたものから、青、赤、緑という形で追加した箇所がわかるようにしております。これらの中で、県の対応で未となっているところについては、今後順次埋めていく予定でございます。右から 2 番目の修文有無の欄で、「あり」につきましては、次に説明します資料 3 - 3 から 3 - 6 で、具体的修文内容について見え消しでお示しております。

続きまして、資料 3 - 3 から 3 - 6 になります。

資料 3 - 3 は、整備計画原案 8 月 17 日時点で、これまで修正してありましたところについては青字で、直近で修正したところは赤字で修正しております。これにつきましては、修正箇所が多いので、本文全ページを資料としてつくっております。

資料 3 - 4、武庫川流域総合治水推進計画県原案、こちら 8 月 17 日時点ですが、同様に青字、赤字で見え消しの資料としております。この資料につきましては、巻末の参考資料を除き全文を資料としております。

資料 3 - 5、3 - 6 につきましては、修正箇所のあるページのみの抜粋資料としております。

以上でございます。

松本委員長 なかなか複雑な資料になってきていまして、しかも 100 ページに及びますので、運営委員会ですべて作業をしてきている皆様方は大体頭に入ってきたところでしょうが、そうでない方、あるいは関係者、傍聴の方々はわかりづらいと思いますが、何かご質問はございますか。

その前に、先程の 100 ページに及ぶ意見を整理した、例えば新しく追加されたものの件数とか、未になっているものが幾らとかは出していますか。要するに済んだというのがどのぐらいの数があるのだと、その辺の説明があれば、して下さい。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 資料 3 - 2 の数字的なご説明ですが、各委員からいただいたご意見、また流域委員会、運営委員会で出たご意見、県が自主的に修文したところ、全て含めまして 439 件になっております。このうち、修文ありということで、県の修文の考え方を入れているところが 200 件、修文なしとしているものが 129 件、今回追加いただきまして、まだ考え方を入っていない未としているところが 110 件ございます。

総数的にはそういう形になっております。このうち、第 108 回運営委員会までにご審議いただいて、内容的に合意に達した部分については網かけをしておりますが、その件数は 161 件になっております。

松本委員長 これは、1 つの修正意見で、それがダッシュで幾つかに行っているものの総数が入っているわけですね。延べ数になっているということでございます。

この内容は、今ここで一つ一つ審議は行いません。ただ、これからまだ協議をしていかなければいけない点、もう修文対応では対応できない、少し議論を詰めなければいけない問題も幾つかあります。これは論点のところでも議論することになっておりますので、本日

の時点では、新たに出てきている追加の分について、できるだけ速やかに県の方で対応したものを運営委員会に出してもらおう。それでさらに整理を進めて、全体委員会でもう一度議論し直さなければ詰められないということについて、次回あたりで議論に委ねるという段取りにしたいと思っております。

なお、本日のこの後の論点の審議の中で、既にこの中にあるもので、関連して議論されるものが大分あるかと思えますから、その中でこの資料も活用してもらったら結構かと思えます。

そういう取り扱いにしたいと思えますが、何かご意見があれば伺います。

特に意見なしとして、基本的には、大詰めになってきますと、文章でのやりとりだけでは済まないということが出てくるのが見えていますので、本日あたりからその辺の議論に入るだろうと見ております。この修文の結果、特に資料 3 - 3、3 - 4 あたりの修文の内容で、どこがどう変わってきたかというのがご覧になれるかと思えますので、よろしくお願ひします。

引き続き論点の議論に入りたいと思えます。

整備計画の原案の論点審議で一巡していないもの、冒頭に申しあげましたように「推進体制に関すること」、「その他の論点」、論点 1 番の「整備計画等の位置づけに関すること」が本日のテーマでございます。

まず、前回意見書が出ているものについて少しご議論いただきました推進体制に関する論点についてご発言を求めます。

長峯委員 私のこれまで出してきた意見書は、P D C A マネジメントサイクルについてどう考えているのかということに関すること、計画期間が概ね 20 年間なのか、20 年間なのかということに関すること、フォローアップ委員会の位置づけに関すること、流域連携に関すること、そういったことについて意見書を出してきたのですが、これらの 3 つあるいは 4 つの論点は相互に関連している、かつ整備計画全体にかかわってくることなので、個別の文章についての修文という形で流域委員会では議論が進んできたので、議論に入り込むチャンスがなかなかなかったもので、今日まで引きずってきてしまったのですが、P D C A とか 20 年間とかいう問題は、要は計画の進行管理をどうするのかという大きな問題だと思うのです。

日本でもこの 10 年、20 年の間で、行政計画のつくり方であったり、あるいはもっと大きな地方行財政の改革等が行われてきておりますが、その中で、これまでは、計画という

のはつくったらそれでおしまい、やりっ放しでおしまい、あるいはやらないものもありますので、その場合はやらないっ放しでおしまいというような形で行われてきたわけですが、そういう形ではなくて、計画の中で目的をきちんと明示をして、それに対する目標を明示し、それに対して点検評価を行うと。どこまでができたのか、どこまでができなかったのかということをきちんと説明責任を果たしていく。そういう進行管理に沿った計画の推進が必要なのだということが議論されてきて、そういう法律もつくられてきているし、それに合わせた計画づくりが今進んできているかと思えます。そういう意味では、河川計画は遅れていると私は認識しております。

そういうことで、点検評価、あるいは説明責任を住民と一緒にやっていくというようなことで、参画と協働ということも言われてきているし、流域連携ということも、この論点にかかわってくると思っているわけなのです。その中で、どこから切っていくのか、切り口が難しいのですが、1つは、P D C Aの記載に関することですが、私が意見書で述べたのは、このような計画のつくり方ではP D C Aは到底できない。どういうことを県は一体考えているのかということをもまず1つ質問したいと思えます。

8月9日の修正案のところで、冒頭に書いてあるP D C A、最後の推進体制のフォローアップ体制のところに書いてあるP D C A、全部削除されてきたわけですが、最後の土壇場で削除されたので、議論する時間が非常に限られてしまっているのが非常に残念なのですが、私自身は、最初書いてあった時点には、こういう整備計画のつくり方ではP D C Aは到底できないから、やれないことを書くのはおかしいのではないかという言い方をしました。趣旨としては、やれないのだから消して下さい、単純に消しましょうということではなくて、P D C Aを入れるというのが時代の流れですから、むしろマネジメントサイクルに沿った点検評価、説明責任を果たせるような形の整備計画の書き方にしていきましょう、して下さいというような趣旨で、私は意見書を書いたわけですが。

ただ、最後のところで、長峯意見に沿ってP D C Aはできないので削除しましたという答えが返ってきてしまったので、肩透かしを食ったような気持ちでいるのですが、順番に3つぐらい質問したいのですが、1つ目は、最初P D C Aは入っていたのですが、これはどういう思いで県は入れたのかということの説明していただきたい。これで何をやりたかったのかと。

野村武庫川企画調整課副課長 先程の長峯委員のご質問にお答えをいたします。

最初に入れておりましたP D C Aの書きぶりでございますが、これで県は何をしようと

していたのかというご質問でございます。P D C A、フォローアップ委員会等につきまして、56 回、57 回流域委員会のときにご説明を差し上げましたが、P D C A、フォローアップにつきましては、河川整備計画の実施の部分をフォローアップをしていただく。実施につきましては、個々の事業がございまして、個々の事業につきましても、P D C Aということでその事業が進んでいくということで、ご説明をさせていただきました。

当初記載しておりました「実施に当たっての P D C A サイクルを考慮し」という記載でございますが、県といたしましては、個々の事業を実施する際に、実施の状況を点検して、改善が必要であれば改善をしていくといったことを考えて、記載をさせていただいたところでございます。全体の実施の状況、整備計画の実施の状況等については、フォローアップ委員会の方にご報告をさせていただくと。このような整理で、記載をさせていただいております。

長峯委員 P D C A の基本的なマネジメントサイクル、あるいは行政評価、政策評価と言われているものの考え方が根本的に間違っているのも、それは勉強し直して欲しいのですが、そもそも最初の書き方は、言葉の使い方を間違ったという理解でよろしいのでしょうか。

野村武庫川企画調整課副課長 言葉として間違ったかということでございますが、実施を進めていく中で、実施状況を踏まえて、改善すべきものは改善する。その P D C A の基本的な考え方を踏まえてやっていきたいということで、記載をしていたものでございます。

長峯委員 ここで無駄なやりとりをやってると時間ももったいないので、飛ばしますが、これは答えなくてもいいですが、マネジメントサイクルを入れるといったときに、ワンサイクルをどのくらいの期間で考えたかということです。それも少し考えておいて下さい。時間があったら、後で聞くかもしれません。

それでは、今回の整備計画の進行管理というものをどのようにしようと思っているのか、それについて県のお考えをお聞かせ下さい。

野村武庫川企画調整課副課長 進行管理でございますが、資料 3 - 3 の 53 ページに表 4.1.3 ということで、河川整備計画の実施概要というのを記載しております。こちらにおおむねの期間、それぞれの整備目標といたしますが、流量配分等を記載しております。こういったものをベースに進行管理をしていきたい。また、進行管理につきましては、フォローアップ委員会を設けますので、そちらに整備の状況を報告するというのと、当該年度の実施の予定等もご報告をする。これにあわせまして、計画全体に対する進捗状況なども

ご報告しながら進行管理をやってまいりたい。現在のところはそういうように考えております。

長峯委員 細かいことでたくさん聞きたいことがあるのですが、他の委員の方々も今回たくさん意見書を出していると思うので、一回切ってもいいかと思うのですが、今の発言は、フォローアップ委員会に報告すれば進行管理ができると。それは私全く理解できませんね。もう少し肉づけした説明をしてもらわないと。

先程の質問に戻りますが、例えばマネジメントサイクルとしてワンサイクルはどのくらいの期間を考えているのか、1年なのか、3年なのか、5年なのか。また、報告するというのは一体何なのか。報告するためには、点検評価をまずしておかなければならないと思うのですが、点検評価は一体だれがするのか。計画の対象がないと、点検評価できませんが、点検評価は一体何をするつもりなのか。そういう疑問がたくさんあります。多分聞いても答えが返ってこないような気がするので、一旦お返しいたします。

松本委員長 さっきから長峯委員からしきりに質問されているのは、マネジメントサイクルだとか進行管理だということ、原案の中にPDCAサイクルをきっちりやりますと冒頭と最後の2カ所できっちり押さえてあったのを、難しいからやめるとあっさり引いてしまったら、どうやって参画と協働の後のチェック、点検も含めた進行管理をするのかという質問をしているのに、スケジュール表がこんなのであって、報告して、それで進行管理と。それは話にならないのではないかと。その辺、もう少しまじめに教えてください。どのようにされるのですか。

兵庫県のあらゆる行政とか計画は、ビジョン計画を含めて、PDCAサイクルに基づいてきっちり点検をしていくというようにほとんど書いていっているでしょう。基本方針でも書いていたのではないですか。それを、原案にあった非常に重要なところを、あっさり難しいから引込みますということをやったら、後どうやってやるのかというのは当然の質問でしょう。それに対してまじめに教えてください。

土居武庫川企画調整課長 私どもが河川整備計画の原案の中でPDCAのサイクルを考慮するというように書いていた記述のことですが、当初の考え方をもう一度スクリーンで説明をさせていただきます。

この資料は、たしか57回のときの資料だと思います。フォローアップ委員会と次期流域委員会との関係を示すのに使った表で、河川整備計画原案の中には、実施に当たってPDCAサイクルを考慮してというように言っているのですが、結論から言うと、長峯委員が

出された意見書を十分考えると、我々、P D C Aというのはもう少しシビアに考えないといけないなという結論で、今回落としています。もともとの考えは、少し誤解があったのかもしれませんが、プラン、整備計画をつくりましたと。つくっただけではだめなので、実施をしていきましょうと。実施をするに当たっては実施レベルの計画をつくってやっていきますと。その進捗状況については、整備計画全体に対してどのように進んでいるかというのをフォローアップ委員会で報告いたしましょうと。そういう中で、色々な課題なり進捗のおくれとかが出てきますとともに、社会条件の変化等が出てきますと、もともとつくった整備計画の案自体はどこかの時点で点検評価が出てくるであろうと。その点検評価をしたときに、整備計画自体を変更する必要がある、もしくは期間が延びる話もあるだろうし、計画の中身が変わる話もある。そういう場合は、改めて整備計画の変更案をつくって、それを新しい流域委員会にということで、それで出てきたことで計画の変更が出てくると。

というような整備計画の変更、もしくは次期計画も含めた基本方針に向けてのP D C Aみたいなことがある中で、ドゥーの部分フォローアップ委員会が担いますという意味合いで考えたわけです。

個々の事業を実施するに当たっては、個別に課題があると思います。その個別の課題につきましては、地域の住民の方、学識者、河川管理者から構成するメンバーで、どのようにしてその課題を解決していったらいいかということで、プランをつくって実施をし、それをチェックして、そのプランを変更するという、実施レベルのP D C Aがあるだろうと。そういう2つの意味合いを込めまして、原案で記述していったわけなのです。

ところが、長峯委員から5月17日付ぐらいで意見書をいただきまして、私どももその辺のところを十分に意見書を見させていただきました。たしか意見書の中には、1つの例としまして、4年タームぐらいで切って行って、その区間ごとに目標やプロセスを明らかにして、それをP D C Aのサイクルで回して、また次の段階へと、こういうようなことが書かれていたと。実際、今の段階で、個々の刻んだ段階の詳しい計画を立てられるのだろうか。現在整備計画はあくまで実施の計画としてまとめておりますが、実施レベルの詳細設計とかはやっていないので、具体的な工程とか実施のプロセスとかいうのは、詳細設計を待たないとなかなか出てこないというので、今の段階でP D C Aを入れた河川整備計画の進行管理というのは難しいのではないかなという判断がありまして、削除をさせていただいた。

ただ、考え方としましては、計画をつくってそのままというわけではなくて、計画の進捗状況、全体の計画に対してどの程度進んでいるのか、どのように問題があるのかということにつきましては、フォローアップ委員会におきまして実施状況を報告しますので、その中で意見を聴けるところは聴き、それによって、やり方を修正するところについては実施レベルで修正すると。そういうような考え方をしております。

長峯委員 通常考えられているマネジメントサイクルの意味を少し取り違えたというように私は思うのですが、20年間という計画についても私こだわっているのですが、県の説明は、概ね20年間、他川を含めてそういう使い方をしていると。要するに20年間でどこまでできるかはっきりしていない。不確実性、不確定要素が入っているので、「概ね」という言葉でもって、それは対応できるようにしておくという説明なのですが、従来はそういうやり方で来たかと思うのですが、マネジメントサイクルの進行管理をやるとすれば、むしろ計画期間の方をきちんと20年間としておいて、この20年間でどこまでできたのか、どこができなかったのかということをはっきりと説明していくことの方が重要だということです。計画期間をあいまいにしておくのではなくて、計画期間の方を明確にしておいて、その中で8割までできた、2割はこういう理由でできなかったという説明をきちっとしていく。そこが重要なわけです。

したがって、私はいまだに20年間という期間、何度も意見書を出させてもらっていますが、こだわっているわけです。

全国の河川整備計画はいまだにそういう作り方から抜け出していないのですね。武庫川はこれだけ議論を重ねてきて、こういう流れを変える大きなチャンスだと私は思っているのです。武庫川から変えられるのではないかと。それを再度検討して欲しいなと思います。

もう1つ、河川整備の個別の事業に関しては、不確定要素が多々あると。その事情は私もわかります。ただ、県の方の説明文によると、個別の実施計画、個別箇所にかかわるようなものとか、色々な工事の工程に関することとかを理由に、書けないのだというように言っているわけですが、そこまで書く必要はないわけです。整備計画の先に実施計画というのがあるわけですね。あるいは、県の先程の説明の中にもありましたように、個別の事業に関しては、それに関する事前評価なり事後評価は、プロジェクト評価というものを別個にやるのだと。そこにフォローアップ委員会とか外部評価をどうかませるかというのは明確になっていませんが、それは別個にやっていくというわけですから、整備計画という

20 年計画の中で、例えば 5 年間の間にここまでやりたい、10 年の間ではこの程度のことをやりたいということを書くことは可能だと思うのです。

本当はアウトカムという結果を示せば一番いいのですが、それが非常に不確定で示せないのであれば、一步譲って、いつから取りかかるでもいいですよ。この部分の事業に関しては、いつから調査を始めるということも書けるわけです。そういう目標の書き方があるわけですから、それに関して、5 年たったときに、我々、本当に調査に取りかかっているかどうかはチェックできますよね。そんな難しいことを考えなくても。色々な事情があって、まだ調査にも取りかかれていない、1 年おくれます、それをきちっと県民に説明していく。これがこれからの行政計画のつくり方なのです。ぜひ武庫川からそういうつくり方に変えて欲しいですね。よろしくをお願いします。

佐々木委員 先程から長峯委員と県からのお話をお聞きしまして、少し違いがわかったと思ったのですが、私もそうですが、技術者が考えるような P D C A というのは、初めに県が指し示されたように、クオリティーコントロールという意味合いでの P D C A に近いものになってしまうのですが、そうではなくて、せっかく長峯委員という方がいらっしゃるのですから、政策的に今日本で一番進んでいる形のものをぜひとも取り入れていただきたいなと思いました。

この県の考え方というところに、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では困難と考えましたというようなことだけで、P D C A サイクルの記述は削除しますという判断がなされているのです。この文章は何ページもコピーされて出てくるのですが、こういうことだけで P D C A サイクルの記述をいとも簡単に削除するというのは非常に残念です。

そうではなくて、パワーポイントを 1 ページ出していただけますか。これまで余り出てこなかったのですが、ニューパブリックマネジメントというのは、最近あちこちで出回っているという言い方をしたらあれですが、欧米では結構行われてきて、日本でも電電会社とか国鉄の民営化のときから少しずつ始まっているのですが、どういったことかということを少し説明させていただきます。

今、地方分権が進められている中で、新しい公共、協働という観点からしますと、財政的にいかに効率的に、なおかつ納税者が納得のいくものができるかというところが非常に重要なことであるということから、導入が始まっているといえますか、奥州市だとか、小田原でしたか、少し覚えてないのですが、幾つかの市レベルのところでは結構始まってい

るみたいなのです。

その中で、ニューパブリックマネジメント、NPMといいますのは、民間企業での企業経営といった手法を行政の中に導入することによって、行政の3E、経済性、効率性、有効性ですが、この3つの達成を図っていくことによって、市民の負担に対して最大の満足を提供するという定義になっています。

この市民というのを企業で置きかえますと、民間企業でいう顧客志向というものを行政では市民志向ということに置きかえていけます。そういうようなことで、行動原理といったものを行政活動に当てはめて進めていくという考え方です。

ニューパブリックマネジメントの5つの理念ということで、一番重要な5つのポイントなのですが、この5つの理念のもとに、マネジメントサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクションを回していくわけですが、その根本には、まず市民志向による統制ということで、市民を行政の顧客ととらえて、先程出てきましたが、活動を行う。それは、市民が協働のパートナーとして向き合うこともあるということ、まさに流域連携とかそういうところにもかかわってきます。

2つ目に、戦略の明確化。これは委員会でもよく言っていますが、優先順位ということをも明確化する。これも、特に政策目標ということをよく考えた上で、戦略的な明確化を図っていく。

3つ目に、業績、成果の重視。業績とか成果による評価や管理を行って、その実現に向けて手段や予算等を裁量していった形で、現場に人材配置などを含めて裁量を与えていく。

4つ目に、市場メカニズムの活用。これは公共サービスの特性に応じ、民間を活用できる部分は積極的に利用していくということです。

5つ目に、組織の変革。これは非常に重要なことですが、戦略や活動内容に応じて柔軟に効率的に組織の編成を行っていく。

この5つの柱のもとに、行政の3Eというものを市民に提供していくことによって、税金を納めている住民がいかにか満足して、それに合意形成を図っていくかということになるかと思えます。

これは、パシフィックコンサルタンツという建設コンサルタントが非常にいい形でまとめられていたので、引用させていただいた資料ですが、こういうようなことをもとに考えた上で、武庫川の整備計画というものを、普通に技術屋さんが考えるプラン・ドゥー・チェック・アクションではなくて、住民の参画と協働ということがもとに入っておりますので、

総合治水の実現らしいマネジメントサイクルというものを図っていければいいのではないかと思います。

そういうようなことで、P D C A サイクルは復活していただきたいと思います。

田村委員 私も、P D C A のところは誤解していたところもあるのですが、余り難しく考えないで、あるいはニューパブリックマネジメントというものもあるでしょうし、日本古来からやってきた方法もあるでしょうし、もっと素直に考えたらいいのではないかと。とにかくこういう形でチェックしていきますよ、場合によってはフィードバックもしますよというようなことも含めて、資料 3 - 3 の 65 ページには P D C A という言葉を入れていただきたい。復活して欲しいと思います。

それはだから、大きな整備計画そのものの P D C A という話もあるでしょうし、さっき土居課長がおっしゃった添付資料 1 の左側の個別事業を進めるときの小さな枠での P D C A ということもあると思うのです。そういうことが武庫川ではきちっと整備計画の中でうたわれているというのが大事であって、何も実施計画とか具体的なことが決まっていないからこういう P D C A という言葉が書き込めないというような話ではなくて、基本的な整備計画を進める上でのスタンス、マスタープランの方針ですから、それはもう一度見直して、きちりと書き入れて欲しいと思います。

どの範囲でどういうことをやるのが P D C A かという議論は、今から議論したって、色々な考え方があるので、それは皆様いいようにとったらいいいのではないかと。とにかく P D C A ということはやろうという意識、意気込みをぜひ復活させていただきたいと思います。

奥西委員 私は、今議論されていることとは少し違う意味で、P D C A について修正案を出したのですが、それは、河川改修計画と環境保全、端的には 2 つの原則との両立ということに関して、非常に危惧を持ったわけです。それで、現在は 2 つの原則を堅持するという基本方針は確立されておりますが、具体の河川改修計画で、こういう改修だったら 2 つの原則がきちんとできますよという確認はとれていないわけです。

そういう確認がとれていない段階で、土木工事を P D C A にのせると、それが 2 つの原則に合うかどうかチェックされるのは P D C A の C の段階、サイクルが半分ぐらい回った段階で初めてということになるわけですね。その段階で、これではだめですよということになっても、もうどうにもならないという可能性が非常に強い。そういう危機感を覚えたので、私の修正案は右往左往しましたが、P D C A サイクルにのせる前に、2 つの原則と両立するのかどうか、そういう予測をしないといけないというような趣旨で修正案を出し

た次第です。

長峯委員 今回の奥西委員の危惧に対して、私なりの考えで言いますと、それは、環境と例えば治水が本当に両立するのかどうかというもっと上位レベルの目的であり目標だと思うのですが、もしそれがすごく心配だということであれば、もっと短い期間でサイクルを回す必要がありますね。短い期間でサイクルを回して行って、常に両立しているかどうかを毎年でもチェックしていくと、そういうことで多分上位レベルの目標に対するチェックというのはかかっていくのではないかと思います。

ただ、河川整備計画の場合は時間が非常にかかるので、1年ぐらいで終わるようなものはないだろうということで、私はそういう意味で5年とかもう少し長い目でサイクルを回すのがいいのではないかとこのように提案させていただきました。

それと、今の話で言うと、私も別の意見書のところに書いているのですが、環境の2原則のところの、整備計画で言うと57-4ページというようになっておりますが、そのところだけ具体的に目標が3つか4つ書いてあるのです。何人かで手分けして書かれたとすれば、ここだけ違う人が書いたのかなと思うように、ここだけ具体的な目標が、例えば汽水域の拡大と干潟の創出というように書いてあります。

これは、最近のマネジメントサイクルの進行管理型の計画に近いような書き方にここだけなっているわけです。この目標は少し抽象的ですが、これをもう少し目に見えるような形の言葉に書きかえると、これを一つの目標値として、県民と行政の間で点検評価が可能になってくる。点検評価の仕組みをコミュニケーションツールにも使えるということで、参画と協働が実現されていく。環境なんかの目標は非常にわかりやすい目標ですから、私も意見書で書いたのは、こういう書き方を全編にわたってできないだろうかということを提案したわけです。

先程佐々木委員と田村委員からも、ぜひPDCAを復活して欲しいという意見がありましたが、これを復活させるということは、私の主張から言えば、全編を書き直さなければならぬということになるのですよね。そこは少し私も悩ましいところで、今の段階になって全編を書き直しができるのかどうか。それと、本文はいじらないが、言葉だけ入れておくということに意味があるのかどうか。そこが少し悩ましいところで、どうしたらいいかというのは皆様に委ねます。

松本委員長 他ございますか。

先程の土居課長の説明の中で、これは修文意見に対する回答の中でされていることです

が、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では P D C A サイクルを考慮するということを行うのは困難だということをおっしゃっているのです。詳細な整備の具体的な実施計画を今の 20 年間の整備計画策定の段階で定めるのは困難というのは百も承知なのです。だから 20 年間の整備計画なのでしょう。

だけど、今言っているマネジメントシステム、点検評価のシステムをどうするかというのは、計画の進行管理上そういうサイクルでやるのだということ宣言することでありますから、それをやるという中で、具体的な詳細な整備計画等々が順次定まってきた時点で、それをそのようなふるいにかけていくということをおっしゃることですから、何ら矛盾しないわけです。だから、今の時点で詳細な整備計画の 3 年ごと、5 年ごとなんかできないから、P D C A はやめますというのは本末転倒も甚だしいことではないですか。

先程からニューパブリックマネジメントという観点からのご説明もありましたが、この考え方は新しい考え方でも何でもなくて、90 年代の初めから、進んだ自治体ではどんどん取り入れられてきているし、兵庫県にしても、90 年代の半ばぐらいから、ニューパブリックマネジメントという考え方は、当然 P D C A サイクルも含めて、こういう点検評価の仕組みをあらゆる行政手法の中に導入してきているはずではないですか。だから、これを今ごろになって、そんな理屈で消しますなんていうのは笑止千万な話ではないかと思われるのです。

今はもっと進んできているのですよ。N P M、ニューパブリックマネジメントというのは、民間経営の手法を行政に導入しようということですが、それは住民は顧客という考え方でしょ。だけど、住民は顧客ではなくて、2000 年以降自治体で進んできているのは、自治基本条例という政策に象徴されるように、住民は主権者なのです。顧客、お客さんではないのですよ。主権者だから、どうやって計画の実行をその主権者、住民のコントロール下に置くのかということが焦眉の課題ではないですか。

だから、本当はさらにもう一步進んだ点検評価のシステムを入れなきゃいけない段階に来ているのですが、とはいっても、兵庫県の行政として、そのところはまだ手探りの状態ですから、せめてもう既に導入して十数年の歴史のあるシステムをこの計画の中に入れるのは当然のことではないですかということが先程からのご意見の延長線上では言えるのではないですか。

長峯委員が言われているように、厳密に言えば、計画の立て方がおかしいではないかという議論もあろうかと思いますが、今ここでもう一遍全てをひっくり返してやり直すなん

ていうことは現実的でないということはいくつもよくわかりますので、少なくともそういう点検評価の仕組みをきちんと座標に据えてやっていくのだということをして 1 ページと最終ページの両方にわたって原案では書いたわけです。だから、そこは評価されているはずなのですが、もう一度考え直されてはいかがですか。

土居武庫川企画調整課長 P D C A サイクルを削除したのは、計画をつくって実施をし、点検評価し、処置、改善をするという考え方を捨てたというわけではなくて、長峯委員が出された意見書の中でおっしゃりたい、いわゆる P D C A サイクルを入れた進行管理というものが本当にできるのかということを実際に考えたときに、現時点ではなかなか難しいので、そういう誤解があるのだったら、もう抜いておこうかなということによって抜いたと。

ただ、基本的に計画をつくったままでいいとは決して思っておりません。計画し、実施し、点検評価し、改善すべきことは改善する、この P D C A の理念というものは持ったままであります。それは変わっておりません。ただ、さっきも言いましたように、P D C A サイクルを使った進行管理ということから言うと、今の時点では難しいかなということで、消させてもらっています。

少し誤解があるようで、思想まで捨てたのかみたいに思われることがありますので、その辺はもう一度検討はさせていただきたいと思っておりますが、また長峯委員に P D C A サイクルの進行管理の話も別の機会に聴かせていただきたいなと思っております。

松本委員長 では、この件はそれでよろしいですか。

長峯委員 フォローアップ委員会の方はまだ終わってないですか。

松本委員長 P D C A サイクルを削除したということについては再検討するというところで、この件だけです。

長峯委員 一応消されましたが、多くの委員の方の意見もありますので、P D C A ということを目指してやるという意気込みは本文に復活させてもらって、一つの妥協は、県民にとってわかりやすい点検評価の仕組みというか、目標値を参考資料等で今後つくっていく、あるいはその作業自体をフォローアップ委員会の中でやっていくということもあるかもしれませんが、そういう形で妥協を図るとするのは現時点で考えられるかなということで、提案したいと思っております。

続けて、もしフォローアップ委員会のところに議論が行くとすれば、ここの進行管理については一歩譲るというように私は理解しているのですが、一歩譲るかわりに、フォローアップ委員会の役割、権限をこの中に具体的に書いておくということがぜひ必要だろうと

思っております。

先程の土居課長の説明に出てきたサイクルの図もありますが、あれの説明を聞いていると、プラン、ドゥーしかないわけです。ドゥーのところでフォローアップ委員会に説明、報告すると言っていますが、それは基本的には理解が違うわけです。フォローアップ委員会が住民と一緒にマネジメントサイクルを回していくという意味からは、プラン・ドゥー・チェック・アクションのところでフォローアップ委員会が入ってこないという意味はないわけです。これをやりましたという報告だけでは、従来の説明して住民から意見を聴きおだけの委員会で終わってしまうわけです。

そうではなくて、チェックしたものを説明して、次の改善に意見を反映させようというところがマネジメントサイクルの意味ですから、フォローアップ委員会の図自体もぜひ書き直して欲しいし、このフォローアップ委員会がどういう権限を持っているか、どういう役割を持っているかをきちっとここに書いて欲しいと思うのですが、それに対して県が今どのように考えているかをお聞きしたいのです。

松本委員長 フォローアップのイメージについて、本日の資料 3 - 2 の添付資料 1 で、県の方から説明資料が出ていますので、まずこれを説明してもらいましょうか。

土居武庫川企画調整課長 お手元にも配っておりますが、資料 3 - 2 の添付資料 1 で、画面にも同じものを載せております。これで私どもが今考えているフォローアップ委員会のイメージを説明させていただきたいと思います。

画面にありますように、整備計画及び推進計画 2 つの計画がありますが、その実施についてフォローアップするということで委員会をつくりましょうと。これは委員会の話を書いています、その下に、事業を進めていく上で、どうしても課題というのが出てきますので、その課題については、事業の内容、規模を踏まえ、必要に応じ、検討会を箇所ごとに設けるとかということも考えておりますし、また 2 原則の関係にもなるんですが、専門検討会が今ありますが、そういうものとか、河川審議会の環境部会、治水部会にも専門家の方がいらっしゃいますので、それらの既存の専門家の方々の意見も聴いて、課題解決に努めたい。こういうような考え方を課題解決には考えております。

枠組みとしましては、ここは県の欄で、これはフォローアップで、地域住民の方と。県の方では、今まで言いましたように、個別事業を推進していく上においては、技術的に課題、それから地域住民の方との合意形成等がありますので、技術的課題等につきましては、今申し上げたような専門検討会、河川審議会、並びに場所によっては検討会を設けたりし

ますが、そういうところを使って、課題解決とともに、合意形成も目指したいし、個別的には地元説明会なども入ってくるかなと。

そういったことをやりつつ、それらの状況をフォローアップ委員会に報告いたしまして、意見をいただいて、その意見を十分尊重いたしますが、着実に実施する上で、反映すべきものと判断したものに付きましては、実施計画の中身を改善するというようにしたい。それから、それらについての状況を地域住民の方に情報発信するというので、つまり進捗管理をしつつ、そのやっている状況について説明責任を果たすというのがフォローアップの仕組みとして考えております。

別途その課題解決につきましては、先程も申しました専門家の方々の委員会等を使いまして、意見を聴きながら進めていきたいと考えております。これが私どもが今考えているフォローアップの考え方でございます。

松本委員長 だから、フォローアップの仕組みということは、この絵全体の中で指しているわけでしょう。今のはフォローアップの仕組み全体の話をしたわけですね。では、フォローアップ委員会は、この中でどういう位置づけで、どういう機能でというところはどうか。

土居武庫川企画調整課長 フォローアップ委員会の下のところ、実施状況等について透明性の向上を図るとありますが、これは、河川管理者、県の事業者がフォローアップ委員会に報告し、それに対して進捗状況についての意見を言うという役割がございます。その出された意見につきまして、実施上反映できるものにつきましては反映していきたいと考えております。

松本委員長 どういう構成なのですか。

土居武庫川企画調整課長 構成というのは、委員の構成ですか。

松本委員長 委員会の構成。

土居武庫川企画調整課長 詳しいことはまだ決めていないのですが、地域住民の方並びに専門家の方も交えた委員会を想定しております。規模等については、これからというか、整備計画策定後考えていきたいと思っております。

松本委員長 住民と専門家を交えた委員会というのは、主体になるのはどういうメンバーなのですか。

土居武庫川企画調整課長 主体とおっしゃると、どういう意味ですか。

松本委員長 地域住民と専門家で構成するという言い方ではなくて、住民と専門家を交

えたというように表現されたから。

土居武庫川企画調整課長 両者で構成されるということです。

松本委員長 全然意味が違いますからね。

田村委員 さっき P D C A の話はさせてもらいましたが、気になりますのが資料 3 - 3 の 65 ページの文章なのです。今の土居課長の説明の中では、多少前向きな意向というものもあったかと思うのですが、65 ページの下から 3 行目、本計画の実施状況等を委員会に報告するとともに意見を聴き云々と。先程土居課長の話の中では、必要に応じて、計画の中身の一部見直しとか改善を図るといようなこともありました。フォローアップ委員会にもっと積極的な役割を持たせて欲しいわけです。

私の意見書では、資料 3 - 2 の 84 ページにそのあたりの考え方を少し書いていますが、フォローアップ委員会という限りは、必要な権限と明確な役割をきちんと与えて、整備計画に対してきっちり監視して、適切な勧告を出すぐらいの強い委員会というのが必要ではないか。その一環として、P D C A ということもきちっと考慮してやっていただきたいという意見にしているのです。

修文は上の方にありますが、これがいいかどうかはまた検討してもらいたいのですが、先程も申しましたように、個々の具体プロジェクトの P D C A とか審議とかいうのは、地域住民とその周りというようない程度限定的な中で、色々な小委員会等で検討されると思いますが、フォローアップ委員会というのは、上中下流一貫の観点で色々なことを物申す、あるいは都市との関係の中でも河川に対して物申すとかいうような、もう少し骨幹的な審議の役割というのがあると思うので、その辺の積極性をこの文章の中でも表現していただきたいというのが私の意見です。

長峯委員 添付資料 1 を見ますと、フォローアップ委員会というのが一番重要な位置づけにされているわけです。整備計画全体の進行管理という点から見ると、フォローアップ委員会が非常に重要な役割を持っていると。もちろん、個別の事業に関しては別途評価をするということだし、技術的な問題についてはそれに関する専門委員会も設けるだろうし、地域の住民との合意形成を図るものも設けるだろうし、それは個別にやっていくと思うのですが、整備計画全体が目指しているもの、例えば治水と環境保全が本当に両立しているのかとか、そういうような整備計画全体のチェックになると、フォローアップ委員会にこの役割がこの図を見る限り来るわけですね。

したがって、フォローアップ委員会は、先程委員長からも質問がありましたが、どうい

う委員をどういう選び方をするのか、どういう委員の構成をするのか。その委員会は、これだと意見を言って終わりですから、言うだけではなくて、言ったものを尊重して整備計画の進行に反映させていくということです。それを何で担保するかということをしちっと本文に書いてもらうということをしひ望みたいと思います。

それと、これは質問なのですが、欄外に、外部評価は公共事業等審査会や県議会（常任委員会）等で対応と書いてありますが、これを補足説明していただきたい。外部評価というのは、整備計画全体の外部評価ということではなくて、先程来の説明から理解すると、個別の事業に関する事前評価なり事後評価、あるいは中間評価も今求められているかもしれませんが、それに関する外部評価ということだと思いのです。そうであるとすると、黒丸でこれだけ書いてあるとどうにでもとれるような意味になっているので、少し明確にして欲しいと思います。

土居武庫川企画調整課長 長峯委員がおっしゃる通り、少し言葉足らずで申しわけなかったのですが、外部評価というのは、公共事業等審査会というのは事業単位でかけていますので、それについての再評価等の審査ということでございます。県議会につきましては、河川事業全般の中で武庫川がどのような進捗状況になるのかというのはあわせて常任委員会等で報告いたしますので、そのことを意味しております。

松本委員長 フォローアップ委員会は外部ではないわけですか。フォローアップ委員会は、先程からの議論では、当然色々な意見を言い、評価し、チェックしというような機能を持つのでしょうか。だが、フォローアップ委員会というのは、ここで言う外部の評価ではなくて、内部になるのですか。

土居武庫川企画調整課長 構成から言うと外部なのですが、我々が今考えているのは、もともと最初に考えたときのPDCAサイクルのドゥーの部分を担当と説明申し上げたと思うのですが、そのドゥーの部分の進捗状況を説明し、それについて意見をいただくと、そういう委員会を我々は想定しているという意味です。

松本委員長 やっていく県あるいは関係組織に対しては、フォローアップ委員会も外部評価をする機関ではないのですか。

土居武庫川企画調整課長 そう言えばそうですね。

松本委員長 PDCAサイクルできっちりと後の点検評価をしていく重要な一翼を担う機関がフォローアップ委員会であるとするならば、外部評価がこの審査会と議会だけというのはおかしい。だから、フォローアップ委員会というのは、単なる報告をして意見を聴

くだけの、透明性を確保するためだけの機関にすぎないという位置づけではないかという疑念が出てきたわけです。

だから、先程からのご意見の中では、進行管理であったり、提案であったり、監視であったり、チェックであったりということをやれるという位置づけをすべきだという意見は、まさしく外部評価機関でしょう。そういう認識でいいのですか。だったら、そのようにきちんと明記すべきではないですかと言っているのです。

土居武庫川企画調整課長 私どもが今考えているのは、評価をするところは別の部署がありますと。ここで考えているフォローアップ委員会は、あくまで進捗状況について報告し、意見を聴くという役割を担っていただくというように考えていると。当然報告したことについては情報発信しますので、それについて色々なチャンネルを持って、意見を住民の方からいただくことも考えていますので、そういう説明責任を果たす場としてのフォローアップ委員会という理解をしているわけです。

松本委員長 説明責任を果たす場といったら、県が報告して、報告しましたよということの証にするために場にすぎないではないですか。フォローアップ、チェックするPDCAサイクルの重要な一角を担う機関にならないではないですか。単なる情報共有する場にすぎないではないですか。だから議論が起きたわけですよ。

杉浦武庫川企画調整副課長 私ども考えた中に、評価というのは内部も外部もたくさんあって、ここに書いております評価の中に県議会という外部の評価もありますし、内部的には公共事業評価もやっていますし、また会計検査とか、色々な内部、外部の評価も、今まででも色々な角度から事業を細切れにしたり、幅広く行財政構造改革的な予算枠としての評価も、色々な面で評価をしてきております。

その中で、評価の一つとして、住民の方との関係として、今のところ、従来からある中ではないということなので、それをフォローアップ委員会という形で補強してはどうかという案なわけでございます。

そのときに、統制という言葉はこのマネジメントの中でお使いかと思うのですが、住民の方からの統制という意味で、情報公開をきっちりやっていくと。それは、先程の説明の中では説明責任ということでお話しさせていただきましたが、情報をきっちり出していく。定期的に出すということをして住民の方での統制の一つだというように考えて、今のフォローアップ委員会は、私どもの情報を公開させていただくということをメインに置いた形です。

ですので、フォローアップ委員会で、住民の方に情報公開という方法を通じて統制をい

ただくと。また、そういったしますと、マスコミでありますとか、あらゆる外部からの評価にもさらされて、それは統制の一つになるのかなというように考えて、今の案をつくったわけでございます。

ですので、フォローアップ委員会のみには全ての機能を持たせるというわけではなくて、既に議会であったり、監査であったり、事業評価であったり、色々な面で評価もしくは監査、勧告をいただいているわけでございますので、そこに付加する形でフォローアップ委員会を情報公開という形でつけ加えてはどうかというのが案でございます。

松本委員長 細かい修文はまた修文でやりますが、基本的にフォローアップ委員会の位置づけが、先程から発言している委員と県の方ですれがあるなと感じるのは、今杉浦副課長が説明した情報公開の場だと。情報公開なんて、そのためにわざわざフォローアップ委員会なんかつくる必要はないのですよ。情報共有するのは当然のことですから、あらゆる場を通じて情報共有をしていくための努力を行政はしなければならぬというのは大前提ではないですか。

わざわざフォローアップ委員会というのをつくるのは、この整備計画のプラン、計画を実施していくドゥー、これを実施していく過程、プロセスで点検評価して改善意見を求める場なのでしょう。だから、ここの機能の中に透明性の向上とか意見を聴くというのは、それはそれでいいのですが、これに終わっているから、このところに計画の実施、あるいは詳細計画、この辺の点検評価、それから改善等についての意見を求める評価機関であるということはこの白枠の中にきちんと書くことではないですか。

欄外のさっきから言われている外部評価は公共事業等審査会や県議会等で対応というのは、外部評価は公共事業等審査会や県議会等でも対応するというではないのか。それ以外にもあるだろうと思うが。だから、この整備計画については、河川審議会とか左側は別にして、住民参加と専門家で構成する第三者的な委員会という機能は、今申し上げたようなことがきっちりされていないのではないかと。情報公開の場なんて言ったら、それは全然意味が違ってくるのではないですか。そういうことが先程からの議論だと思うのですが、いかがですか。

長峯委員 今のやりとりを聞いていて、私の理解で提案をすると、欄外のところにある外部評価というのは、先程確認しましたように、個別事業に関する外部評価ということですね。個別事業の外部評価は公共事業等審査会等に委ねるということで、整備計画全体の進行に関する外部評価は、この図ではやはりフォローアップ委員会にその役割が委ねられ

ていると思うのです。

こちらのフォローアップの方は、報告、意見と書いてありますが、例えば評価というのが何を意味するのかというのは、単なる言葉の定義の話かと思いますが、その書き方も、県が報告なり説明をするには、県の中で内部評価というのが隠れているわけで、内部評価があってしかるべきですから、内部評価があって、それをフォローアップ委員会に報告、説明すると。それに対してフォローアップ委員会から意見と書いてありますが、これも最近の言い方に合わせて、評価、提言をするというような形に直したらどうだろうかということ。

先程の土居課長のマネジメントサイクルの説明を聞いていて、少し違うなと思ったのは、ドゥーのところの説明して色々意見を聴くということで、整備計画全体を直すようなときにチェック、アクションまで行くというように話しましたが、それはサイクルにならないのです。改善案とか提言も色々なレベルのものが有りますから、実施レベルでこういうように変えたらどうですか、もう少し住民を巻き込んでやったらどうですかというような提言もあるし、これは目標流量を変えないとどうしようもないですねという一番上のレベルの意見だって出てくるわけですから、これはマネジメントサイクルを回す中で、小さい色々な改善案もどんどんチェック、アクションで回していけばいいのですよ。整備計画を変えるときだけがチェック、アクションではないですから、その考え方を変わらせないで、ドゥーのところだけで全部とどまってしまうから、ここで今報告、意見と書いてある矢印のところをもっと頻繁に行われるようなサイクルにしておく。そこで逐次色々なレベルのチェック、アクションの意見を言ってもらう、提言を出してもらう、反映できるものはどんどん反映していきますと。反映できないものはまた次のサイクルまで回して、その間検討してもいいかもしれません。

そういう中で、県も回答で書いておられますが、大きな社会経済情勢の変動があって、これは整備計画の大もとを見直さなきゃならないというような話が出てきたら、それは次の変更の委員会をつくるなり、また別の仕組みの中で次のものをつくっていくと。そういうことがはっきりわかるように書き直して欲しいと思います。

佐々木委員 この絵を再編されるのでしたら、ついでに、情報公開の場を主な役割とするのではないということですので、上に実施状況等について透明性の向上を図るというのを筆頭に書かずに、反転していただきたいと思います。

松本委員長 少し時間がたちましたので、フォローアップ委員会の機能、組織は、先程

からの議論を踏まえて再考してもらおうということでおきたいと思います。

それで、休憩をとりますが、休憩後は、フォローアップのことでまだ何かあればそれを伺って、なければ、流域連携のところへ議論を進めたいと思います。10 分間休憩します。ちょうど 4 時に再開します。

(休 憩)

松本委員長 では、再開します。

フォローアップの件については、先程から主に 2 点、フォローアップ委員会、P D C A サイクルのところでも再検討ということで要請をしました。それ以外、フォローアップにかかわる部分で他のご意見があれば伺いますが、いかがですか。よろしいですか。

では、流域連携にも絡んでということになるかもしれませんが、流域連携にかかわる論点の議論をしたいと思います。流域連携については、当初の原案から、今日提示されている資料、前回の委員会以降にかなりの修正加筆が行われています。これをベースに議論をお願いしたいと思いますが、まずご意見を求めます。

田村委員 流域連携については、過去、何回か意見書あるいは修文意見を出しているのですが、正直言って、私もどこまで修文したらいいかというのがよくわからないところがあります。

ただ、1 つは、資料 3 - 2 の 77 ページを開いていただきたいのですが、当初の私の流域連携に関する修文意見あるいはその理由に対して、修文意見に対する県の考え方というのが右側にあります。その中で、県の意見の下から 5 行目、まず、参画と協働のもとに個々の取り組みを積み重ねる中で、地域住民等と課題、認識を共有化していくことが重要と書かれています。ということで、県の基本的な考え方は、流域連携をベースにした何らかの新しい組織とか仕組みとかいうのは考えない、個々の積み重ねでその辺をやっていきますということが 1 つですね。

もう 1 つは、何度もこれまで議論してきましたように、色々な情報公開とか情報の共有化とか、あるいは助成金の提供団体の紹介とか、そういうことはやっていきますということで、逆に言うと、県はそこまでしか流域連携については考えていない、それ以上の積極的な施策は余り考えていないということなのですが、この一線を打ち破っていかないと、本当の流域連携というのはいけません。

そういうことで、こっちの言葉で言いますと、これは基本方針ではなくて提言書のときにも書いた内容だと思いますが、まず流域連携を促進するような、流域連携の一つのプラ

ットホームになる武庫川流域圏会議のような仕組みをつくる。その中に行政も河川管理者も地域住民も入って、色々な整備計画を進めていくための課題もあるでしょうし、整備計画に盛り込まれない、先程私が説明したような武庫川の風景づくりとか景観とか都市との調整とか、そういうもろもろの課題について、そこで色々積極的な意見交換なり提案をして、武庫川をより魅力的なものにしていくのだというような仕組みが必要かなと思っています。

その辺を修文としてどう表現するかというのは、79 ページのグリーンのところ、県の原案で言うと 64 - 1 ページから 2 ページに係る修文意見を出しています。基本的には、先程言いましたように、多様な主体による連携の積み重ねを支援していく。そのために、武庫川流域圏会議の設立を目指す、それに向けて県として積極的な支援を行うというぐらいの文章はぜひとも入れていただきたいと思っています。

松本委員長 今の田村委員のご発言に関連して言うと、私も少し表現の細かいところだけ指摘をしたいのですが、流域連携に引き続き取り組むというのはこれまでもやってきていて、それに引き続き取り組みますという記述が多いのですね。これまでやってきたことは何だといったら、大分削除された部分がありますが、どちらかといえば、前回の委員会のときに少し出たはずですが、県が主導してきたいわゆる官製の組織を中心にして色々なことを啓発していくということですよ。

今、この整備計画をつくるプロセスで流域連携と言っているのは、そうではなくて、自立したさまざまな地域の住民や住民の連携組織というのが動き出して、それと地域の事業者や流域の自治体というところがさまざまな連携をしていく。ここと河川管理者がどう連携していくのかという新しい課題が生まれていると思うのです。

だから、私は何力所か、引き続き努力しますというやり方は全然だめだというように指摘しましたが、引き続きではなくて、新たな連携に取り組むという姿勢がないとそこへたどり着かないのではないかと。田村委員の今の意見と若干関連するのですが、そういう意味で引き続きという言葉は全部やめなさいと指摘しました。新たなことに取り組むのだという意味合いでは、今やるべきだというようにこの委員会がずっとやってきたことは余りやってきていないのですよ。やってきたことは引き続きやりますというのは、それはそれで結構ですが、やってきていないことをやるのですよという姿勢を明確にするというのが流域連携の中ではポイントではないかなと私も感じています。

法西委員 今日の資料 3 - 3 の 32 - 1 ページの表と、その次のページにある表は、どう

いう理由で前の表を全部書きかえて 32 - 2 に移されたのかということを知りたい。

それから、この消された表 2.2.4 の武庫川に関する情報提供の中に、武庫川流域委員会とあるのです。それが 32 - 2 では入っていないのですが、これはどういうことでそういうようになったかということを知りたいです。

野村武庫川企画調整課副課長 法西委員のご質問にお答えいたします。

委員長からもお話がありましたが、今回、流域連携の部分についてはかなり大きく修文いたしまして、県の方で取り組む武庫川づくりに住民の方に参画、協働していただくという大きな柱が 1 本と、多様な主体が自主的に自由に取り組まれる武庫川づくりというものが 1 本と、大きな 2 本の柱があるということで整理させていただきました。32 - 1 ページの表は、その辺の整理をする前の形の表でございまして、色々と事象ごとにといいますが、取り組みごとに整理していたものを、今回、32 - 2 ページの形で、先程申しましたような 2 本柱で整理させていただきまして、全面的な書きかえをさせていただいたということでございます。

それから、削除した表は、個々の取り組みの内容を詳しくご紹介するような形にしましたが、今回、32 - 2 ページの表では、全県的な取り組みの部分も表の中に取り込んだということもありまして、基本的な項目だけを記載したという状況で、少し表を整理させていただいております。前の削除した内容を記載した方がいいのかということ、こちらの方も若干考えていたところもございまして、その辺は資料にするのかということら辺で今検討しているところでございます。

法西委員 32 - 2 で武庫川流域委員会がなくなっていますが、それはどちらでもいいと。

野村武庫川企画調整課副課長 武庫川流域委員会の部分につきましては、いわゆるホームページの名称でございます。そういった形のものでございますから、32 - 2 では、一番下に各県民局のホームページという形で表現しているところでございます。

松本委員長 先程の田村委員の意見に対して、県の方から何かありますか。

小西河川整備課長 県の河川行政としての立場なのですが、先程委員長がおっしゃいましたように、県が先導して、特定のといいますか、一つの糾合された、例えば 79 ページに書いてありますような組織を構築していくということが目標にあるのではなくて、77 ページの修文にありますように、現状においても強い連携、弱い連携色々ありますし、さまざまな階層のレベルの連携がございまして、むしろ県の立場というのは、そういう色々な連携が発足して活動されていくのを許容するといいますか、保障するといった立場にあるのか

と思います。ですから、77 ページのような記述をしているということで我々は理解しております。

野村武庫川企画調整課副課長 先程の田村委員のご意見につきまして、県の考え方を若干説明させていただきます。

スクリーンの方をご覧いただきたいと思います。添付資料 5 でございます。

武庫川における流域連携の考え方ということで、先程法西委員のご質問にもお答えしましたが、基本は黄色地のところでございます。地域共有の財産である武庫川を守り育てるため、参画と協働による武庫川づくりを基本として、地域住民、NPO、企業、行政が適切な役割分担のもと連携ということで、大きく 2 つ柱があると先程法西委員のご質問にお答えいたしました。行政が取り組む武庫川づくりの と記載しているところでございますが、住民の皆様が参画と協働をいただきながら取り組んでいくという県の川づくりの取り組みが 1 つ大きな柱でございます。

2 つ目の柱としましては、右側でございますが、多様な主体が取り組む武庫川づくりということで、ブルーで囲っております。自発的、自律的に色々な主体の皆様が取り組んでいただく川づくりがあるということで、この大きな 2 本がある。

その多様な主体が取り組む川づくりに対しまして、真ん中のところ、オレンジの囲みをさらに点線で囲んだブルーの囲みでございますが、そういった多様な主体が取り組む武庫川づくりに対して、行政として支援していくという形でございますが、支援の内容、基本的な考え方、具体的に今実施している内容等がございます。

先程田村委員の方から、連携を進めていくために流域圏会議のようなものが必要というお話もございましたが、多様な主体の活動の連携というのは、まず基本的にはそれぞれの主体の自律的な活動の中で形成されていくということが適当であると考えております。ですから、右側のブルーのところでございますが、現状の活動がございまして、情報共有、連携のニーズが高まっていったら、さらに活動が多様化するとともに、自律的なネットワークが形成されるというような姿ではないかと考えております。

そのニーズの高まりに応じて、県としても支援するということが必要ではないかと考えてございまして、真ん中の点線囲みのところの下でございますが、情報の共有、連携のニーズの高まりに応じて新たに検討する支援策ということで赤字で記載しております。それぞれの団体の自律的な活動の中でのニーズの高まりに応じて、そういった活動主体の活動報告、連携・交流の機会となるシンポジウムの開催とか、活動主体の概要、活動内容等を県

のホームページで情報提供していった、連携の一つのツールみたいな形で使っていただくとか、そういった支援を考えていきたいと思っております。

佐々木委員 今、武庫川づくりと流域連携を進める会というものを田村委員と多くの委員で立ち上げられてしておりますが、その中で色々なことに直面しまして、県がつくられた添付資料 5 の武庫川における流域連携の考え方ということは、こういうような形には行かないのではないかと思います。

といいますのは、県の考え方を先程から聞いておりますと、個々にそれぞれの団体とか色々な方が高めていって、それから、この中身を見ていますと、県との断片的なイベント的なことをされることによって、つながりを持っていって、自発的に連携のニーズが高まっていくことを期待されているようなのですが、それでは自主的に色々なところにアクセスしていかなければ永久につながりは持てない、もったいないというような形になると思います。

今、武庫川づくりと流域連携を進める会で進めようとしているのは、兵庫県政が掲げておられる川を主体にしたパートナーシップづくりということで、流域連携を進める会の考え方ですが、その会自体が流域の住民と県とのパートナーとなって、例えば下流域での武庫川のあり方とか、生き物ウォッチングを最近したのですが、色々な勉強をしたり、武庫川をまず知ってもらうということで、さまざまな流域にかかわる団体の人とも交流が図れるようになってきている。そういうような機会だとかイベントを通して、色々なものを次々と専門的に企画していかないと、こういう連携はできていけないのではないかと感じております。

パートナーシップとかパートナーという言葉が今回県のところからどこにも出てこないのですが、直接タイアップすることで、こういうような連携が積み重ねでできていくと県がお考えだということで、77 ページの修文にはそのように書かれていて、田村委員の修文に対しては、県は支援をするだけでは困るというような書きぶりに見えたのですが、流域連携を進める会をやっていて、そうではないのではないかと感じておりますので、もう少し皆様で議論していただきたいと思っております。

田村委員 今の佐々木委員の意見の延長になりますが、資料 3 - 2 に県がつくられた流域連携の考え方という添付資料 5 があります。これは、首尾一貫して以前から基本的なスタンスは変わっていないので、なかなか妥協点が見出せないと思っておりますが、例えば行政が取り組む武庫川づくりで、武庫川上流ルネッサンス協議会とかアドプトとか河川

愛護活動とかをずっと書いています。

県の予算もある程度入れて、こういうことができるのであれば、前にも言いましたが、武庫川下流ルネッサンス協議会ぐらいつくったらどうかというのが私の意見です。今回の整備計画に合わせて、もう少し積極策はないのかなと。20年間かけて、いい武庫川づくりをやりましょうと、流域市民も盛り上がっているわけです。今まさにニーズの高まりの最中なのです。これをほっておいて、いつニーズが高まるのかなと。その辺を県がどう考えているのか。それぞれの多様な主体で小さなものから取り組む中で連携をやっていきますというような消極的なことでいいのかどうか。私は、さっきも言ったが、添付資料5の下の枠の下に、武庫川流域圏会議(仮称)というのを横長に入れてもらって、それが行政なり多様な主体が取り組むもののベースになっているのだというぐらいの意思表示を見せて欲しいのです。

これまで武庫川づくりと流域連携を進める会も、2007年の4月からですから4年たちますが、色々なことをやってきました。武庫川に関心が集まるきっかけづくりもしてきました。アユの話や水質の話も含めまして、5回、6回フォーラムを流域で開いてやっています。また、今年の9月4日に、下流の川づくりについて色々な面からやりましょうということで、チラシも配らせてもらいました。それから、今まだ最終ではないが、武庫川まち並み探訪というガイドブック、これは全体で120ページ少しです。これにざっと目を通してもらったら、武庫川を知らない人でも、武庫川はこんな川だというのが大体わかるわけです。

こういうものをベースにして川の話をしていかないと、机上の空論ではどうしようもないわけです。そういうことに対してなぜもっと積極的なサポートができないのかというのがいまだに疑問なのです。我々一市民が本当にしんどい目をして、5年がかりでこういうガイドブックをまとめて、それは多様な主体の一つです。済ませられるのですか。もっと積極的に考えて欲しいのです。こんなものは予算的には、人件費を除いて、印刷費だと120万ぐらいでできるわけです。

だから、一方でそういうようなことをしんどい目をしてやっているところがある。一方で、無駄とは言わないが、大きなお金を使って調査している。川づくりに対して何かすごくアンバランスだなと思うのです。その辺から考え直さないと、流域連携というのはおさまらないのではないかと考えているのですが、私と佐々木委員だけこんな話をしているかもしれないので、もう少し色々な方からこれに対するご意見をいただきたいと思っています。

県からでもいいですし、各委員から、あるいはオブザーバーの関連市の河川担当者の足立課長からでも結構ですので、何か思うところを述べて下さい。こんな人1人や2人の議論ではしょうがないので、もっともっと重要な話なので、どんどん議論して下さい。よろしくをお願いします。

松本委員長 少し県の方に聞きますが、先程の資料3-2の77ページ、流域連携に対する県の考え方の中で、全体像を示すための会議の創設という考え方ではなくというのは、田村委員が提案している、あるいは流域委員会の提言書で提案している流域圏会議のような流域全体での大きな緩やかな連携の組織を指しているのですね。そんなのではなく、参画と協働のもとに個々の取り組みを重ねる中で、地域住民等と課題認識を共有化していくことが重要と、これは具体的にどんなイメージを考えておられるのですか。どんなことを想定しているのか、具体的に説明して下さい。

野村武庫川企画調整課副課長 ここで記載しているイメージというのは、添付資料5の一番左側、地域社会と河川の良い関係の構築というところでございますが、この下の地域住民等との連携というところで新と書いてあるような新たな取り組み、天然アユが遡上する川づくりとか、ハザードマップづくりとか、干潟等を生かした水辺と触れ合いの場の創出とか、その他にもこれまでの取り組みはありますが、そういった個々の取り組みの中で、住民の皆様と参画、協働をいただきながら取り組んでいく中で、課題の共通認識なりを持って深めていきたいということでございます。

松本委員長 具体的にどういうグループとか人たちを念頭に置いているのですか。

野村武庫川企画調整課副課長 その取り組み、取り組みによりまして、それぞれ協働して連携していくグループといいますか、活動主体というのはそれぞれかと考えておりました、固定した、ここというようなことは現在のところは考えておりません。

松本委員長 ここに新と書いてある3つの事例それぞれについて、例えば具体的にはどういうところを想定してやろうとしているのですか。それは何も無いのですか。

野村武庫川企画調整課副課長 天然アユが遡上する川づくりですと、住民団体という形ではないですが、漁協さんといったところとは当然連携が必要になってくるかと思えます。あと、住民の方の団体でも、色々取り組んでおられるところがあれば、そういうようなところと役割分担をしながら連携するような形になるかと思えます。

ハザードマップづくりでしたら、モデル地区なりをつくって、そこで取り組むような形になれば、そこでの住民団体さんとか、そういうところと連携していくような形になるの

ではないかと考えております。

干潟を生かした水辺と触れ合いの場の創出では、干潟の地域の方とか、その他河口の付近で活動なさっているところとか、そういうところと連携するような形になるのではないかと。また、ここは具体的にこういうものというのがまだかっちり固まったものではございませんが、そういうようなところと色々と連携していくような形になるのではないかと考えています。

松本委員長 具体的には想定がないわけですね。一つ一つわざわざ赤で新と入っているのですが、例えばこういうのにはこういう団体が現実にあって、そういうところと連携できるのではないかとというようなイメージはお持ちではないということですね。まだ考えていないのですね。

野村武庫川企画調整課副課長 いわゆる固有名詞的なもの、ここだというような形のもの今は想定しておりません。当然、色々なところから、色々活動されているところも出てくるかと思いますので、それを今特定するということは考えておりません。

松本委員長 河川管理者である県が、それぞれの個別具体的な、例えば雨水の各戸貯留を進めていくためにどういうところと連携していったらいいか、この流域の中でそういう住民団体を掌握しているとは考えられませんので、そんなことを一々挙げていく力はないとは思っているのです。それを県が全部リストアップして、県が個別にそこに連携の手を差し伸べていくというのは、本来の流域連携のあり方ではないだろうと私は思います。やはり住民自身がそういう自主的な広い連携を日常的に持ちながら組織を形成して行って、それが行政とどのような連携をしていくかという行動でなければ、行政が地域の中に手や足を突っ込んで行って個別に連携していくというやり方は、やれない話だと思うのです。そういうところで、地域の自主的な連携組織が必要でしょうということが具体的に提案されているわけです。

そういう意味では、流域委員会も、流域連携の会議、流域圏会議というものが将来的に要るだろう、そういうような大きなネットワーク組織が要るだろうと認識していて、そういう提言を出しているのですが、その提言に対して、そうした考え方ではなく否定されているのです。そうしたら、流域圏会議のような住民が自発的に大きく連携していく組織は、県としては歓迎されるのですか、それとも迷惑なのですか、どちらですか。

野村武庫川企画調整課副課長 委員長がおっしゃいます部分は、先程私が田村委員のご質問にお答えしましたが、多様な主体がそれぞれ自主自立の活動の中でネットワークを組

まれていくということは、当然、活動を広げていくとかそういうような中ではあることで、それを県としてだめだとか言う立場では全くありません。先程申しましたように、そういったニーズが高まれば、県としても支援してまいりたいと考えております。ですから、迷惑かとおっしゃれば、決してそういうようなことは考えておりません。

松本委員長 本来、県はそういうのが生まれていくのを積極的に支援する立場であるというご認識はないわけですか。

野村武庫川企画調整課副課長 ですから、申し上げておりますように、ニーズの高まりに応じた形で、シンポジウムの開催なり新たな支援策を検討してまいりたいというのは、先程お答えした通りでございます。

松本委員長 そういうのが出てきたら、使えるものがあったら使いたいと。そういうのをフリーライダー、ただ乗りと言うのですが、武庫川の人口 140 万の中で、県が一つ一つに手を突っ込んでやれるわけがないから、流域連携が大切だということで 7 年間ずっと議論してきたはずなのです。その結果、今、整備計画を策定する土壇場のところで、その流域連携のイメージについてかなり差があるというのがこれまでの議論です。これは、今日ではなくて、この 3 年、4 年間ずっとそういう議論を継続してきているのです。

では、県の河川行政は全部そうかということ、決してそうではなくて、武庫川以外の河川では、県行政が地域の連携組織をつくるのに随分と尽力したり、あるいは育てていくのを側面からサポートしたりということをさまざまな形で人的、物的にやっておられるのです。それと比べると、武庫川の計画で示されている文言というのは、腹の中は別にして、文言だけ見ても、その姿勢が極めて乏しいと我々は理解してきている。このことをこの 4 年間何回も議論しているが、そここのところが基本的に改まっていない。だから、修文では追いつかないのです。そここのところをどうするのですかという部分の議論が続いているので、先程から言っているわけです。どうするのですか、それは具体的に考えていません、そういう連携組織ができたらいいが、それは県としてはかかわりのない話ですと。そういうのを参画と協働、流域連携づくりと言うのですかと私は質問しているのです。

小西河川整備課長 1 つは、他の色々な流域でも、ここの流域でもありますが、例えば環境保全協議会といった組織もあります。これは、河川管理者が先頭に立ってといたしますか、県が先頭に立って支援しているということではなくて、河川管理者も一関係者として環境保全に参加しているという立場なのです。だから、79 ページにありますように、まさに先程委員長がおっしゃいましたが、県が個々に手を突っ込んで支援していくという立場

ではなくて、河川管理者として、例えば民間の主体もありますし、その他の公共的な主体もありますし、そういうところと連携して手を取り合ってやっている。そういう活動が 1 つございます。

それから、フリーライダーということではなくて、むしろ全てを視野に入れているということで、先程も申しましたが、色々な連携がございますし、色々な団体がございます。そういうところと強力な形で、非常に狭い範囲でやっている例もあります。それから、緩い連携ですが、幅広く、場合によっては県内全体という連携も想定されます。ですから、何かいい話があったら個別に乗っていくということではございません。

それから、ここにありますように、もし仮に武庫川流域圏会議という動きが出てくるのであれば、例えば河川管理者の立場で何らかの形で参加させていただくなり支援していくということは、可能性としてはあろうかと思えます。決して否定する立場ではございません。

松本委員長 今おっしゃった武庫川流域環境保全協議会というのは、事務局はどこに置いていますか。

小西河川整備課長 事務局は、たしか県民局の方で担当していたのではないかと思います。少し今、個別の資料は持ち合わせておりませんが。

松本委員長 各流域の環境保全協議会というのは、水質関係で保健衛生系の行政が主導して、流域連携で流域の自治体や環境住民団体と一緒につくっているものですよね。

小西河川整備課長 そうですね。そういった目標がはっきりしていると。

松本委員長 そして、事務局も費用も全部、県が環境保健衛生関係、水質保全関係の事業としてやっている分なのです。そういう官製の、悪いとは言いませんよ。それはそれで意味はあるのです。価値はあるのだが、そういう縦割りのやり方から脱して、流域連携についての物の考え方を一步踏み出すべきではないですかということをこの委員会ではずっと申し上げてきたはずです。

小西河川整備課長 官製の組織ということではなくて、たまたま事務局をお預かりしているという立場であらうかと思えますし、まさに組織の名前にありますように協議会ということですから、それぞれの参加している主体がその場で協議しているということですので、決して官製の会ではないと認識しております。

田村委員 抽象的な話をやっけてもらちが明かないので、具体的な例でお尋ねしますが、例えば武庫川づくりと流域連携を進める会は、これまで実績もあります。下流の川づ

くりをどうしようかということと一緒に考えて、フォーラムを共催でやりましょうというような持ちかけをしたら、県はそれに応じてくれますか。

小西河川整備課長 今までの事例でも、県も一緒に入ったというような事例はあると思います。具体的にどういうケースがあったということは少し今は持ち合わせておりませんが、河川管理者としての立場に入ったということは今までもあると思います。

田村委員 今、河川整備課長がおっしゃったような意気込みが少しでもあるのであれば、添付資料 5 のような、支援します、情報公開します、情報提供しますという書き方ではなくて、河川管理者としての主体性、積極性というのが言葉の端々に出てくるべきだと僕は思います。

待っていても川づくりは進みませんので、例えば我々のような団体が率先して、上流から中流、下流にかけて、色々な川づくりの課題に対してみんなで考えていこうというような企画をこれからどんどんしていこうと思うのですが、そういうのに対して、今言いましたように、一緒にやりましょうかということで、行政だからできること、あるいは行政だから収集できる情報もあります。我々だから住民主体で色々やれることもある。それがうまくドッキングしていかないと、川づくり、あるいは私の言い方で言うと、川づくりだけではなくて、川を中心にした周りのまちづくりも含めて、そんなことは進まないわけです。その辺を文章上でもどんどん追加していった欲しいというのが私の希望です。

例えば、こんなことがあるのです。フォーラムを開催したいからというときに、県民局に後援申請というのがあります。県として後援しますよと。あれはどう見ても、そういうのをもらいたかったら申請しなさいと。それから、後援してやっているという意識です。あんなので連携などというのはできません。ですから、いつまでも県民局、あるいは河川行政がどうかは知りませんが、県の行政というのはそういうお上目線にとらえているわけです。我々としては、後援と書いてもらった方が色々関心を持ってもらいやすいだろうということでお願いして、忙しい中で申請しますが、本来は、こんなのをやりますといたら、それが趣旨に合うのであれば、申請もなにもないので、事務的手続だけなので、がんがんやりましょうというようなことにならないといけないと思うのです。文書とか事務手続は後でもいいのです。県の中でも、武庫川づくりを進めるためにはこうしたらいい、ああしたらいい、こうしないといけないというのを庁内でもどんどん議論して下さい。お願いします。

野村武庫川企画調整課副課長 県としましても、まず基本的な考えを申し上げますと、

多様な主体の皆様が取り組む川づくりというのは、自発的で自律的な活動が基本だと。それに対して、県としては、サポートできるものはサポートしていくということで現在もやっているという状況でございます。

田村委員おっしゃるように、お声かけがあった場合、行政としての趣旨と合致するのであれば、そのときは一緒に連携していくというのは、これまでもそうですし、これからも変わらないということかと思えます。後援とかのお話もありますが、申請というのは手続上でございますので、そこはご理解をちょうだいしたいと思います。そういったものをいただいて、ご趣旨が合えば後援していくというスタンスでございます。それはこれからも変わらないし、当然やっていくことだと思っております。

岡田委員 先程から色々伺っておりますと、兵庫県の組織は縦割りであるということがよくわかるような気がします。

今、武庫川流域環境保全協議会の話がありましたが、これはたしか阪神北県民局の環境部の中に事務局があると思えます。私もこの間、この総会に出席してくれということで出席いたしましたが、これはもっと具体的に言いますと、阪神北県民局の管内の各市から幾らか負担金が出ているはずなのです。ところが、今までは私たちの方にも2万5,000円ぐらいの補助金がおりにいたのですが、今回は全くおりに、そのままとまっているわけです。とまわっていて何をしているかといったら、そのまま次年度へ繰り越しているわけです。何もしていないのです。

私らも実際には色々活動していますし、8月21日には、武庫川の上流でカヌー教室と生物観察会をやりまして、60人ぐらいの子供たちと保護者、私たちスタッフとか、協力してくれる大学の学生さんとか、みんな集まってやりましたが、県からは一銭も補助をもらっていません。それはなぜかという、もらおうと思ったらかえって失敗するわけです。

この前も、環境局から、ぜひパワーアップ助成金か何かいうのをもらってくれと言われて出したのですが、結局バス代の8万7,000円にも及ばないのです。それで、ようけ出してくれと言われて、実際に出したら、それだけほんと減額されて、こっちは支払いに困るぐらいの状況になるわけです。そんなことよりも、民間の財団法人とかNPO法人とか、そういうところの助成金を、苦労して申請書を出して、もらって好きに使う方が、はっきり言ってよっぽどましなのです。

昨日も、そういうようにしてたくさんの方が来てくれて、保護者さんも子供さんもみんな喜んでやってくれました。法西委員も一緒に活動してもらいました。ですけど、私は、

そういうことは一切県には頼らないでおこうと今思っています。なぜかといったら、実際頼っても当てにならないので、そんなことをしてもしょうがないのです。これは正直な考えですが、そういうように考えています。これ以上言ったら言い過ぎになるので言いませんが、現状私はそのように考えています。

佐々木委員 何度も発言して申しわけないですが、添付資料 5 の方に戻りたいのですが、先程から県のお話を色々聞いていますと、添付資料 5 の一番上にある流域連携という言葉の意味がどうも違うような感じを受けました。説明されているのを聞いていますと、委員長もおっしゃっていましたが、個別の N P O とかグループ、団体とそれぞれ県が連携されるのが連携というような形に聞こえてきて、それからだんだん表の右の方に行って、自律的なネットワークの形成が流域連携だと思われるように思うのですが、そうではなくて、流域連携の目的とは何かということを考えると、武庫川づくり、川をつくることだと思うのです。そのための流域連携であって、流域にある N P O だとか企業だとか色々な団体、あらゆるものをつなげて行って、そこで連携を図って、イニシアチブをとって誘導するようなどころがあって初めて川づくりへの協働と参画ができて、総合治水に生かすことができるのではないかと思います。

整備計画から実施計画に移って、合意形成を図りながらでない、川づくり、総合治水などというものは実現していかないと思うのですが、その中で流域連携というの一番重要なツールになるのではないかと考えております。そういうことで、武庫川づくりと流域連携というの、川づくり、まちづくりも含めて、総合的に下流域から、企業だとか N P O、住民、色々な方に川を知ってもらって、つなげて行って、合意形成をして行って、流域で武庫川づくりを進めていくというスタンスであったと思っております。この図を見ますと、流域連携という言葉の意味が、先程のお話からすると少し違うような気がしますので、これをもう少し書きかえていただけないものかと思います。

松本委員長 流域連携の話は、しばしば議論してきてもなかなかうまくいかないのですが、これ以上何時間やっても、そこをうまく突破できるとは思えません。考え方が違うのに字面だけで合わせるとするのは不本意なことですが、具体的な計画の文章の中でどう表現するのかというところで、それは何らかの形でしないと、基本的な姿勢とか考え方のところを応酬していても時間がたつばかりですので、議論は一旦ここで打ち切って、先程からの考え方をどうやったら何らかの形で計画の中に反映できるのかという具体の詰めのところの作業に委ねたいと思いますが、いかがですか。

では、他にこの問題に関して特に意見がなければ、一旦これで打ち切りたいと思います。

これで推進体制に関する論点は一旦終わって、その他の論点の項目でご意見があればそれをいただく。ご意見は特になくて、あと具体の修文のところでは意見書がたくさん出ていますので、そこの詰めだけでオーケーだというのだったらそれに委ねてもらおうということで、ここのところの考え方としてはおかしいのではないかとということがあれば、お出しいただきたいと思います。その他の部分でまずご意見を伺います。

特にないようでしたら、少し時間が経ってききましたので、論点の一巡目の最後の論点 1 にありますが、2 つの計画の位置づけあるいは構成にかかわる論点について行いたいと思います。これについての発言を求めます。

奥西委員 審議の割合初めの方で、目標流量の位置づけというのをはっきりすべきだという意見を申し上げましたが、その後それを撤回するという趣旨の発言を既にしておりませんが、この位置づけについては、特に整備計画書に書かなくても、事実は事実としてわかることなので、あえて書かなくてもいいということで、撤回いたします。

計画の期限につきましても、若干問題は感じておりますが、趣旨として、なるべく早くこれを実現するということには賛成なので、それに対する変更は求めません。ただ、早くこれを実現すべき理由というのがあちらこちらで書いてあって、それに対して意見は述べておりますが、それについて個々に述べることはしませんが、かなり弱い部分があるという具合に感じております。最近、公共事業に対する見直しとか切り分けとかいうことがあって、かなり厳しいことが言われることがこれからもあると思うのですが、それに対してきちんと答えられるようにしていただくということを県の方に要望しておきたいと思いません。

あと、目標の設定に関して若干はっきりしないところがあるのは、ハード対策だけで目標流量をクリアすることになっているのかどうか。過去の審議の中で、河道満杯だったら目標流量が流れますという説明がありましたが、そういう場所については計画高水位との関係はきちんとできているのか、もしそうでなければ、それなりの書き方が必要でないかと思しますので、その辺は私の頭の中では若干整理されなくて残っております。それに対しては、ハードでクリアできない部分はソフト的にクリアすると。それは端的に言えば、中川委員があふれさせる治水と言っておられますが、それに対して県としては、意図的にあふれさせるつもりはないのだというようなことで、否定的な見解ですが、もちろん意図的にあふれさせるということはないわけで、あふれても人的な被害が出ないようにすると

というのが趣旨ですので、そういうのを加味した整備計画になっていれば、それでよろしいわけで、無理やりにハードで全部やりますというつじつま合わせをする必要はないのではないかという具合に思います。

それに少し関連するのですが、整備計画の目標設定に対して、これまでから実現性が担保できる対策を掲げるのだということが言われてきました。その線で、流域対策について、ここまでは県の方で検討してできるが、それ以上のことはできないということが言われましたが、河道対策について審議する中で、必ずしも実現性が担保できていない部分もあるということがわかりました。そうすると、流域対策の限度を決めたということと整合性があるかどうか、その辺についてまだ疑問が残っているように思います。

ついでに、前回の私の発言の中で間違いがありましたので、少し訂正しておきたいと思います。私は、生物多様性について、整備計画書に言及がないという認識に立って発言をしておりましたが、第 1 章に生物多様性ひょうご戦略というのが書かれておりました、生物多様性の原則を踏まえて、具体的には 2 つの原則で環境を保全していくということがわかりますので、その点については訂正しておきたいと思います。まだあるかと思いますが、一応以上です。

松本委員長 具体的にこういう位置づけで、こういう構成を変えないといかんという具体の話に集中させていただきませんか。

中川委員 確認なのですが、超過洪水の論点は今の時間ではない、この後ですか。

松本委員長 超過洪水を計画書の中にどう位置づけるかという話は、この場でして下さい。

中川委員 このタイミングでよろしいですか。

松本委員長 はい。

中川委員 では発言をさせていただきたいと思います。今、奥西委員の方から、少しあふれさせるということで、若干誤解というか、その辺の意味も含めて意見を申し上げたいと思います。

本日の資料 3 - 2 の 7 ページ、番号 1 番で採番していただいている超過洪水に関する私の意見です。超過洪水を武庫川の整備計画の中でどのように考えておくのかというのは、私は極めて重要な論点だというように当初から認識しております。本日も、かなり時間が差し迫っておりますが、どうしても河川管理者の方と一緒に考えたいことがありますので、少し時間をいただきたいと思います。ワードの資料を出していただけますでしょうか。

超過洪水、これを私は「あふれる治水」というように表現した意見書で既に 2 月 25 日に出させていただいております。もう半年前に出したテキストでございますが、内容的には何も変わっておりません。この論点は何かと申し上げますと、超過洪水を整備計画に位置づけるための議論です。この意見は、2 月に出した後、少し経緯をお話ししますと、3 月の末に県の方から誤解のないようにヒアリングをさせて欲しいということで、一度個別に県のヒアリングに応じております。そのときに若干の意見交換はもちろんさせていただいているわけなのですが、その後、文書ベースで修文を何回か繰り返すというところで今日まで来ております。今日、今から私が申し上げて、かつ河川管理者の皆様と一緒に考えていきたいと思うこと、投げかけを先に申し上げておきます。それは、今回の一連の修文の中で、超過洪水は書いていただいています。正直申し上げて、あと一步のところまで来ていると私は判断しているのですが、あと一步何が足りないかと言いますと、具体的には原案の 33 ページの 1 として、整備計画の目標を書いているページに、超過洪水に関する記述を、やはり河川管理者の責務としてこれは明言していただきたいと思っております。

なぜそう思うのか、あるいはそう思いませんかということこれから一緒に考えていただきたいと思うのです。もっとシンプルに言いますと、投げかけは、何回も申し上げていますが、河川管理者の責務というのは一体何なのだろうということなのです。この委員会でも何遍も問いかけていますし、減災対策検討会の中でも何回もやりとりをしました。河川管理者の責任で何よというところなのです。そこに全て収れんしていきます。もう既に過去に出した意見書でございますので、改めてここで逐一紹介はいたしません。この後一緒に考えるためのポイントだけ、このドキュメントでご紹介していきます。

意見書自体は、同じ意見書です。赤字にしたり、字を大きくしたりしているだけです。重要なことは、整備計画の中にきちっと位置づけて欲しいと。それが河川管理者の責務だろうというように私が考えていることです。

2 ページ、視点の違いというところ、意見書をお持ちの方は意見書を手元で見ただく方が見やすいかもしれませんが、そもそも超過洪水対策をなぜ考えなくちゃいけないのかというと、被害を回避するためなのですよね。これははっきりしているわけなのです。被害を回避するためには、ではどういう視点で考えなくちゃいけないかといったら、それは現象の視点から考えなくちゃいけないのです。現象、つまり水害の視点から考える必要がありますよということを言っています。この委員会でも何遍も申し上げますが、自然現象の大雨が、ほっといたら自動的に社会現象の水害になるわけではないのですよね。こ

れは河川管理者さんとも共有していただいています。そこに何がバッファとして入るか、関数として入るかという、社会の脆弱性というものがそこに入ってくる。だから、計画で書くときには、社会の脆弱性というものをどうとらえて、それに対してどう位置づけていくのかということまで踏み込んで書いておかないと、計画として成り立っていかないということです。

この図は、自然現象、大雨が左側にあります。これは、社会の脆弱性というもの、平たく言うと、洪水に対してどれだけ打たれ強い社会になっているか、どういう構造になっているか、どういうインフラを持っているのか、さまざまな例を本文の中に挙げていますが、それを通じて水害になるわけです。ですから、水害の程度が軽いかひどいかというのは、社会の脆弱性によって決まってくるのであって、一律に大雨の規模で決まるわけではない。こちら辺は、3月の時点で完全に共有していただいているお話でございます。

なぜ私が大雨と現象である水害というもの2つにこだわるかといいますと、今までの河川計画の考え方というのは、右側の大雨の規模を想定して考えるという考え方でずっとやってきたわけです。それはそれで非常にいいメリットがもちろんあるのですが、今超過洪水を考えようとしたときには、現象の側、つまり水害の側から考えないといけない。超過洪水、超過ですから、規模を考慮することができませんから、あくまでもそれは現象面から、水害から考えるというアプローチをしないと、そもそも超過洪水という概念を確立することができないということをここで書いています。この点も、3月のヒアリングの時点でかなり共有していただけたと思います。

今申し上げたように、現象の側からアプローチすると、何がいいことがあるのだと言いますと、あふれるという現象から出発しますので、回避するための対策を、ほんならここから考えていこうねという出発点になれるのです。これが超過洪水を考える一番大事なポイントになるわけです。超過洪水を考えるから、対策を考える出発点に立てるということです。

住民の側から言うと、河川管理者さんが決めた規模を超えた洪水の水がピンク色をしていて、想定を超えないであふれてきた水が青色をしているなんていうことはなくて、やはり同じ泥水なわけです。住民から見たら、同じ泥水で、何の違いもない。結局、住民から見たときには、あふれるということは全部現象として一緒なわけで、そのあふれざるを得ない、つまり超過洪水ですから、どんな大雨のときでも、例えば人は死なないようにしましょうよと、それが治水の本質だと思っています。この視点に立つ計画に仕上げていき

いと思っています。

色々なところでこの超過洪水を河川管理者が持ち出したときに、住民なり議会なりから出てくるご意見として、河川管理者は責任を放棄するのかというコメントがよく聞かれるのですが、私はこれは全く逆だと思っています。どんなときでも回避したいと思うのですというかたい決意があるからこそ、超過洪水を考えますよということを河川管理者が言い切ることができるのだと思うのですね。ですから、決してこれは河川管理者が責任を放棄することではなくて、むしろ河川管理者だからこそ言えることなのではないのかなというように私は思っています。

実際、減災対策の検討会などを通じて、それが言えるところまで私は引き上げてきたと思っていますし、持ってきたと、一緒にやってきたというようには思っています。では、最後に何が足りないのか。それでも、やはり足りないと感じているのですね。何が足りないかということ、社会の脆弱性のところを最初にご紹介しましたが、社会の脆弱性をこの計画の中で位置づけておくということを考えたときに、都市計画の主権は各基礎自治体にありますよね、水防は各基礎自治体にありますよねと言ったときに、河川管理者たる県の責務というのは一体何なのだろうということに戻ってくるわけなのです。それが私はやはり最後まで足りないなというように感じています。

意見書のここから後は、あふれるということについて書いているのですが、これは前回水田のお話をするとき少し触れさせていただきまし、時間も限られていますので、割愛いたします。パワーポイントの方をお願いいたします。

ここまでの投げかけを下敷きにして、ここからスライドを見て、一緒にぜひ考えて下さい。河川管理者の責務で何なんだろう、なぜ 33 ページに書くことがそんなに重要なのかということと一緒に考えて欲しいのですね。河川管理者の責務を考えるために、10 年目の東海豪雨の現場に私は行って、そこで河川管理者の責務は何なのだろうということ自分なりに考えてきました。そのときの写真、スライドを使ってお話をしたいと思います。

東海豪雨、名古屋の 10 年前です。一級河川の庄内川水系の新川の堤防が切れました。なぜ私がここを何回も取り上げるかということ、武庫川と非常に状況が似ている。つまり、破堤し、かつ大規模な市街地が広がっているという点において、武庫川において最も参考になる事例だと考えているからです。

一番大きなスクリーンでポイントしますが、ここが堤防が切れたところです。新川がこう流れています。この公園の緑とこの倉庫、おうちが 2 軒あるのを見て下さい。

これが 10 年前の国交省の写真です。この位置に立って、10 年後の堤防を見ると、今はこうなっております。激甚災害対策特別緊急事業が入りましたので、堤防の補修も一気に終わっております。ここに見えておりますのが公園の緑です。倉庫、おうち、2 軒目のおうちは恐らく建て直っています。堤防は、このように質的強化はすっかり完了しているのですが、では町側はどうなのだということです。

そうしますと、それこそ私たちの流域の町のような感じがいたしますが、あれだけ激甚な被害に遭って、10 年たって、こんな感じでした。

もう少し町の中へ入っていきますと、こういう感じですが、このあたりも非常に深い浸水深でつかったところがございます。10 年たって、町がいきなりかさ上げされているのかというと、決してそうではないわけなのです。

でも一方で、このおうちは新しく建て直されたような雰囲気なのですが、地盤がここまで来ております。およそ 1.2m くらいございました。これは、塀が高いのではなくて、このおうちの地盤自体がここまで上がっております。こういうようにご自身で地盤をかさ上げされて、このおうち 1 軒だけですが、こういうように上げていらっしゃるおうちもある。でも、後ろを見ると、地盤はそのままの高さのおうちもあるという状況でございます。

名古屋の今見てきたところです。具体的にもう少し申し上げますと、新幹線の名古屋駅から JR で 1 駅行ったところから歩いて 25 分のところが大体今のところです。それぐらいの市街地のど真ん中です。

これは名古屋の西区になるのですが、人口動態が 10 年でどう変わったかというように見ると、大きな被害を受けた山田地区、あるいは中小田井地区というのは人口が逆に増えているのです。他のところとの増え方の違いを見ていただければわかると思います。あるいは、清須市も被災した地域に入っているのですが、清須市では若年人口が減って、高齢人口が増えているという状況になっています。

河川整備と排水に関する行政の処理というのは、そういう意味で激甚災害対策特別緊急事業が入りましたので非常に進んでおります。雨水貯留管は、時間 60mm に耐えられる設備まで既に完了しております。

というように、10 年たって進んできた、10 年たった愛知の東海豪雨の被災地だったわけですが、我々の武庫川を振り返ってみると、これは尼崎の武庫川の左岸です。最も堤防の見上げ高の高い地点で撮った写真です。

この町の様子と、これが先程の西枇杷島町のあたりです。堤防の高さが違うぐらいのよ

うな感じで、町がとてもよく似ていることがわかりいただけるかと思います。

ここで、私たちはどういう災害を想定しておかないといけないのかというように考えたときに、これは過去にもう既にインターネットでも出ていますが、兵庫県が策定してくれました超過洪水に対するための浸水想定区域図で、38 回の委員会の資料でございます。時間 300mm ですから、基本方針をはるかに超える超過洪水のときに私たちの流域で何を考えおかないといけないかというと、このあたりは軒並み真っ青の色がついているわけですね。具体的に町中でどういう状況を想像するのがリアリティーがあるのかということ、結局、想像するのはこの状況があり得ることを想定しておかないといけないということなのです。もちろん、確率は極めて低いのですが、ないということではない。そのときに、ではどう備えておくのか、それに対して河川管理者は何をどのように責務を果たしていくべきなのかなということなわけです。

わかりにくい可能性があると思って、1 つだけ例を挙げて最後にしたいと思います。

都市計画法施行令第 8 条で、市街化区域の定めについて、このように定められています。

市街化区域に含める土地の区域は、原則として次に掲げる土地の区域を含まないものとするとして定められているのですね。具体的には、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある区域は含めてはいけませんよということが法律が定められています。これが 45 年に施行されたときに、当時の建設省は通達を出しています。治水との調整を河川管理者がすべきであるという通達が出ておりまして、この通達は現在も生きております。

では、河川管理者がする調整というのは何なのだろう。具体的に最終的な現場でのアクションというの恐らく基礎自治体と一緒に、あるいは基礎自治体、最終的には住民ということになってくるのですが、想像すると、多分この 4 つぐらいのことはやっていかないとはいけないだろうと思うのですね。ハザード情報と市街化区域のクロスチェックで、クロスがかかってくる場所がこの流域にも幾つも出てくるわけなのです。では、その重複を認識して、重複地への対策、もしかしたら基礎自治体の方で区域変更していただくことも検討していただかないといけないかもしれない。そして最後に、具体的に町の中で対策を講じていくということまで動かしていただくことがなければ、河川管理者の責務というのを果たせないのではないのかなというように考えています。

ということで、今一緒に河川管理者の責務を具体的な例も挙げながら考えていただけたと思います。私が期待しておりますのは、河川管理者の責務として、整備計画の中に、目

標のところで、超過洪水というものを位置づけるという形で書き込んでいただけないだろうかということです。

長くなりましたが、以上です。

田村委員 今の中川委員の話の通りだと思うのですね。ですから、行政間での連携、あるいは県と自治体との連携、住民との連携をもっともっとしないといけないという話を前々からしていたわけです。確かに、その地域に住んでいる方で、過去水につかったという経験のおありの方は、自前がかさ上げしたり、あるいはこの辺は水につかったよという情報がある程度明らかになっているところは、不動産屋が少し地上げをして売る、あるいは3階建てに近い形にして、付加価値をつけるというか、大丈夫よという安心感を持って対応するというようなこともあります。それは色々なやり方はあるのですが、基本的には水があふれるということは想定した上で、地元の住民も考えないといけないし、行政も河川管理者もそういう想定で色々なことをやっていかないといけないということだと思います。

だから、これまでのように河川からは水があふれないというような発想は、今捨てていると思いますが、その辺をきっちり認識した上で、色々なことを進めていかないといけないというように思います。

都市計画法の話もありますが、溢水しないとか、高潮にならないとか、法律上当然そうだし、あるいは建築基準法でも、水につかるようなところは家を建てたらいけないというようなこともあるわけです。集団規定とか敷地の色々なあれで。だけど、それがいいところ取りされて実際には運用されているというのが実態だと思いますので、そんなことも含めて、自助、共助、公助、あるいは流域連携、連携と協働というのをあらゆる場所でやっていかないといけないというのが私の意見です。

中川委員 県と意見交換をさせていただきたいと思いますので、ぜひ県の方からのレスポンスを、文書ではずっとやりとりしていますので、生のお声を聞かせていただきたいと思います。

杉浦武庫川企画調整課副課長 今回の河川整備計画は、もともと下流部築堤区間の喫緊の課題に対応したいというのが背骨の部分になっております。それを課題と認識してつくってきたのが今回の計画だという認識でございます。ですので、中川委員がおっしゃられておりますそもそも河川管理者が求められている役割は何だと、武庫川において何だということになりますと、今私が申しましたように、下流部築堤区間のネック部の解消を早急

にしたいということでございます。

立ち返って、河川管理者としての役割は何だということは、当然河川法に基づくわけですが、河川法の第 1 条には、洪水、高潮による災害の発生が防止されということが目的ですので、ハイウオーターであるとか、計画高水位であるとか、そういうものから防げと書いているわけではないわけでございます。ですので、中川委員がおっしゃる通り、計画高水位であるとか、ハイウオーターであるとかにこだわらず、できるだけ災害の発生を防止するような手だてを打つというのが河川法で求められていることだろうと私は思っております。

そういう考えの中で、今回の河川整備計画はつくられていますし、もともと基本方針のときから、減災対策という概念が入って、あふれるということがあるという概念がもちろん入った中で減災対策が入っていると。さらに流域対策も加えて、総合治水でやるという概念は、基本方針のときから入っていたのは私どもも認識しております。

という中で、今回河川整備計画では、まず第 1 に、河川の器を大きくするという従来のやり方は、これは最低限やっていく。責務の最も大事な基礎のところなので、これはやりますという計画になっている。なおかつ、計画の器をつくれれば、多分災害は起こらないだろうという楽観的な思想でとどまってしまうのではなくて、計画を超える洪水というのが昨年は佐用で発生している。5 年前には豊岡、円山川で計画を超える雨が降って、破堤をしていると。5 年に 1 回破堤しているという兵庫県の現状を考えますと、そこにとどまっていけないという発想は県下全域でございまして、計画の中でもあらゆるところに書いていますし、武庫川の計画の中にもそれを書きながら、ここまで修文が進んできているという認識でございます。

具体的に言いますと、ハード的なものの中では、堤防の関係で、ハイウオーターを超えるところについてもできるだけ対応していきたいと。ただ、現在のところ技術的な課題もやはりありますので、その辺が解消することができれば、あと、色々な経済的な問題も出てくるかもしれませんが、可能な限り実施したいというようなことは書いているところでございます。

もう 1 つ、そもそも武庫川下流部築堤区間の喫緊の課題を解消したいと言いながら、下流部築堤区間の減災対策に関係するところに書いておりますが、洪水リスクの認識は大変低いというところが、私ども大変気にしているといえますか、万一のことを考えたら困りますし、そもそも事業をやる目的のところ到大変な疑問を持たれる可能性があるという危

機感を持っております。

そういうことですので、洪水リスクをまず知っていただく、皆様にお伝えしたい、わかっていたいただきたいということを考えております。どういったところが洪水リスクが高いのかということをお伝えするときには、先程中川委員が社会の脆弱性という言葉を実ん中に入れておりましたが、その脆弱性が、堤防高が高いとか、避難が難しい建物構造になっているとか、水害リスク、川からの洪水の流速が速い地区があるとか、そういうさまざまなリスクをきちんとお伝えしないと伝わらないので、そういうことをやっていきたいというように考えております。

私も言い足りないところがあると思うのですが、そういう発想で今回の河川整備計画は当初からつくっておりますし、わかりやすくなるように、はっきり書くところははっきり書いてきたところでございます。

中川委員から修文の意見書も出ておりますが、地元、または市役所に対しても、洪水リスクというものをきっちり伝えていくことが役割ではないかということは、おっしゃることはもっともなことで、減災対策のところ、先程言いました水害リスク認識が足りないというところにもあらわれておりますので、それをやっていきたいと考えております。どういった修文の仕方をしていいのかということは今検討中でございます。

あと、33 ページの目的のところにあふれるということを書けないかという最後のポイントのところですが、今ここではすぐお答えできないのですが、趣旨は、減災対策が入っていること自体で、既に超過洪水が想定されているというわけですから、目標の1つではありません。それを、あふれることを前提に書いたように見える、そんな計画だったら計画ではないという話もあるので、どう書いたらいいのかというのは色々考え方がございます。本当に書けるのか、書くのが難しいのか、少し考えさせていただきますが、私どもとしては、計画洪水に治まるラッキーだけを期待しているわけではないという認識はご理解いただいていると思います。あとは、どういう修文をするかという考え方かという認識をしております。

中川委員 わかりました。ぜひともこの委員会の席上でそういうやりとりをさせていただいたかったので、あとは修文のアウトプットを待たせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

奥西委員 中川委員の意見を補強する意見を申し上げたいと思うのですが、責任論という考え方で切り込みますと、先程整備計画の範囲内でもソフト対策があるということをお申

しましたが、整備計画の目標内はハード対策と近似的にせよ割り切りますと、超過洪水対策はソフト対策中心というよりも、それが全てと言ってもいいかもしれません。ハード対策は河川管理者しかできないわけです。ですから、その反射としてハード対策に対しては全面的に河川管理者は責任を持って、万一フェイルしたときには補償責任もあるということになるし、ソフト対策は河川管理者と住民が協働してやるので、その実効性については共同責任だと。ただし、プランニングは河川管理者しかできないわけですから、プランニングに関しては河川管理者が責任を持つべきだと。言いかえれば、それは整備計画書にきちんと書くということであると思います。

私自身は、この原案を見たときに、あちこちに少しずつ超過洪水のことが書いてあるので、一応書いてあるなという認識でいたわけですが、今日改めて、やはり1項を設けて書く必要があるのではないかということを感じました。

松本委員長 構成の位置づけでは、せんだっての運営委員会で、環境と何かの整合性の論点をこの項目の中で議論しましょうというようにしましたね。長峯委員でしたか、それはいいですか。

長峯委員 河川整備計画全体の目的の位置づけですが、具体的に考えていませんでしたが、そのときに確認したことは、全体の修文が終わった中で、河川整備計画全体で、その3つの目的をどうバランスを図るかということがきちんと出ているかどうかということを経済にもう一度チェックする機会があるというように理解したのですが、そのときでよろしいのでしょうか。

松本委員長 全体ですが、計画の位置づけのところで、治水、利水、環境の整備と保全という3つの目的を達成するための計画であるということとをきちんと記述すべきであるという議論がありましたね。その話は、多分第1章の最初の記載のところの話になるかと思うのですが、できればここでやっておいた方がいいのではないですか。よろしいですか。もう一遍全体を振り返ってというのは、どこでどうするかというのは少し難しいですよ。この件については、何人かの委員が共通してご指摘の部分ですが、特になければ、時間の関係があるのではしよりますが、いいですか。

では、それ以外のところで、計画上の位置づけをどうするかという問題でもう1つあったのが、要するに、整備計画と推進計画と資料編の3本立てになっているわけですが、その全体をくくるのが今の記載の仕方で間に合っているかどうかという議論があったかと思えます。整備計画の最初の書き出しの部分で、推進計画、資料編も含めたトータルな総合

治水の位置づけとして、これでいいかどうかという疑問があるというご意見がございましたが、その点は今日はよろしいですか。

特にその種の議論が今日はないようでしたら、一応論点の審議は一巡したということで、一旦ここで切り上げさせていただきます。

あと、持ち越しの課題が幾つかあります。継続検討課題とされている新規ダム並びに既存ダムの活用に関する記述の問題、あと遊水地の拡大の問題であるとか、これも検討課題としての議論をされていますが、それ以外に、まだ議論としては、正常流量とか水質の位置づけとかも残っておりますが、これらの議論についてはどうでしょうか。

1つは、今日は意見書でも、県の方からも、以前からずっと出している継続検討課題にかかわる問題を本編のなかで、例えば第5章という形できちっと列挙すべきではないかという議論をしてきましたが、それに対して本日県の方からは、資料編の中にそれを入れてはどうかという提案が出ております。それについてどうするかということは、今日は全部議論をし尽くせないかもしれませんが、まずその説明をしていただき、それに対してのご意見をいただく。

それから、今日出ている意見書の中で、そうしたところに入れる課題として、千叡ダムを中心とした既存ダムの活用に関して、継続課題として入れるべきであるか、それとも今期の計画の中に盛り込むべきであるかということに関しては、論点の整理としては、今期の計画の中で新たに盛り込むのは難しいということは認識しているが、それをどのように計画の中に表現すべきかということは少し議論が必要であるという形で整理されています。難しいということは、今期の計画の中で入れることはやめようというような形で確認ができるとすれば、それはどのように計画の中で位置づけるのかという議論に入れるわけです。できれば今日は今期の計画の中ではもう考えないということでもいいかどうかということの確認をしておきたいということが1点です。

それから、本日意見書で、中川委員の意見書では、洪水調節施設の取り扱いについて1つの意見が出ております。そういう議論は不要であると、簡単に言えばそういうような議論が今日出ていますが、今後の議論にかかわりますので、この意見は意見として開陳をしていただく。それから、傍聴者からも、既存ダムの活用に関して、検討課題としてきちっと位置づけようという意見書が出ています。あるいはそれに対して否定的な意見書も出ています。これらも含めて、今後の取り扱いを検討していきたいと思いますが、今申し上げたように、まず県の方から、この資料編に入れるという提案をお聞きして、それからその

処理の仕方に対する別の提案、既に修文の意見にも大分入っておりますが、それらを少しお話をいただいて、それから今期計画の中に入れるということについてはやめていいかどうかという確認をするというようなことを詰めて、それ以降の取り扱いを運営委員会で協議してもらおうというようにしたいと思いますが、いかがですか。それでよろしいですか。

では、まず県の方から、資料編について、検討課題を盛り込む提案をお願いします。

杉浦武庫川企画調整課副課長 流域委員会の皆様から意見がたくさん出ておりました。資料 3 - 2、92 ページをご覧ください。実は、92 ページは番号が振れていなくて、91 ページと 93 ページの間になります。申しわけありません。

92 ページに該当するページの黒字で書いてある(6)文書の構成というところで、新規ダムと既存ダムだけを優先的に検討するような記述はよろしくないのではないかと、検討課題はたくさんあるので、章を設けて、20 年間で実施すること、20 年間にさらに将来に向けて調査検討することを課題として列挙する方がよりふさわしいのではないかとのご意見でございます。それに対して、この資料の末尾に、添付資料 6 で、このような形で整理してはいかがでしょうかという案を出させていただいております。まず、こちらで概念を見ていただきます。

添付資料 6、次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案についてということです。今回の河川整備計画は、上の段です。河川整備計画と書いて、目次は皆様ご存じの通りです。下のところに、武庫川水系河川整備計画資料編というものを書いております。これは、従来参考資料と補足説明資料と分かれていたものを一体化したものでございます。この資料編の中に、目次は 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、それと 6 番、これが従来からある補足説明資料と参考資料になりますが、これに 7 番、次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案と県の考えと。ここに先程の委員からのご意見については記載してはどうかという提案でございます。

資料編というのは、具体的にどんな形になるのかというものを本日 A 4 の資料を別に用意しております。資料 6 が今概念を見ていただきましたものの具体的な資料になります。資料 6 は、片面印刷になっておりまして、少々分厚くなっております。表紙を見ていただきますと、おさらいになりますが、四角の中に 2 点、作業した資料だということを書いております。1 点目は、先程言いましたように、委員会の意見を踏まえまして、従来の説明資料と参考資料を一体化して、名称を上のタイトルにあります「資料編」にしたということ、2 点目、 と書いておりますが、整理表での整理をもとに、次期河川整備計画に向けた検

討事項についての委員の提案と県の考えの章を追加するという作業を行ったと書いております。

ページをめくっていただきまして、最初のところが、従来の補足説明資料 1 です。目次の 1 ページです。目次の 2 ページを見ていただきまして、上の 2 番と書いてあるのが、従来の参考資料にありました既存ダム活用の検討と新規ダムの調査状況です。論点となっております継続検討の事項については、この 3 番で記載してはどうか。3 番の下に、今回の書いておりますのは、どういったことを書いているのかという記載の趣旨を書いております。読みますと、今回の河川整備計画（原案）等を審議する流域委員会において、次期河川整備計画に向けた検討事項について審議があった。以下の資料は、次期河川整備計画の策定に向けた検討課題として、流域委員会委員の提案と現時点の県の考え方を取りまとめたものであるとして、資料 III - 1 として添付してはどうかということでございます。内容については審議が終わっておりませんので、添付はしておりません。

以下、具体の資料の表紙だけをずっとつづつております。説明は省かせていただきます。以上です。

松本委員長 これについてのご質問、ご意見を承ります。

奥西委員 提案の趣旨はかなりよく理解できて、原則的に賛成なのですが、最後のところで、流域委員会委員の提案という具合に書いてありますが、委員会の提案でないのはなぜでしょうかという疑問があります。

杉浦武庫川企画調整課副課長 現時点で、まだ流域委員会としての提案になっていないという認識でございますので、今の状態だと委員の提案ということになるのかなという推察で書いております。もちろん、委員会の提案となれば、流域委員会の提案と県の考えというタイトルに変わります。

奥西委員 了解しました。委員会としては、できるだけ努力はすべきだと思います。

村岡委員 最後の資料で、資料編の 7 のところに、まとめれば委員会として、そうでなければ、委員としての提案と県の考えということで、このようなことを載せられましたが、これに関しまして、資料 3 - 2 の 93 ページに、私は、資料編ではなくて、本編のところに、現在 4 章までしかありませんが、それに続く第 5 章を設置すべきではないかという提案をさせていただいております。

河川整備計画の実施作業としては、すぐにはできないが、この 20 年の間に調査検討するといった課題がこれまで幾つか出てきておりまして、それについて、全体の委員会のまと

めとしての結論はまだ出ていないにしても、かなり多くの委員からこの 20 年間で次のステップに持っていくような検討事項があるのではないかというような意見はたくさん出たと思います。例えば、既存ダムの問題、あるいは流域対策としての水田の問題とか遊水地の問題、地球環境問題ということとか、あるいは健全な水循環に関する考え方とか、こういったのは、確かにすぐにはできないということはわかるので、私としては、それらを今期中に盛り込めないということになるのではないかという認識はしておりますが、これも委員の総意としてそうできるかどうかわかりませんが、それも含めて、今期には無理であるが、重要な検討事項が残っているという討議をここ 7 年間してきたようなものですから、やはり本編の中に堂々と記載をして、それを整備計画の案としてもっていくべきだと私は思います。

そういう意味で、第 5 章の設置というものを、先程の説明に対する意見として述べたいと思います。

長峯委員 今の村岡委員と同じ 93 ページに私も意見書を出してありますが、県の方に 1 つ質問、確認したいのは、今問題になっている資料編の 7、流域委員会委員の提案と県の考えとありますが、これはどういう記載の仕方をするのかということの説明を願いたい。私個人としては、とはいえ、本文の第 5 章に記載して欲しいということです。

杉浦武庫川企画調整課副課長 記載の仕方は、表形式でイメージをしておりますが、例えば左側に委員の意見もしくは委員会の提案、右側にそれに対する県の考え方というような載せ方のイメージでどうかなという考え方です。

長峯委員 さらに確認ですが、例えば資料 3 - 2 に、委員の名前とその意見と県の考え方が並んでありますが、こういうような表が資料編の 7 の後ろにずらずらと並んでいくというイメージでよろしいのでしょうか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 これぐらいの枠でおさまるんだったら、これでもいいかとは思いますが、物によって長くなったり、例えば経緯を書いたりするとおさまらない場合には、表の形式以外のものを考えなければいけないかもしれません。その辺は、内容がまだ固まっていないので決めかねるところでございます。

長峯委員 これで最後にしますが、そういう書き方は、私は余り賛成できないという感じがします。第 5 章の中できちっと文章化して、あるいは課題を項目で出して、それに関する補足説明もつけた形で残して欲しい。個人がどう言っていた、県がそれに対してどう考えていたというようなものは、資料として後ろにつけたければ残してもいいですが、そ

れだけで済ますのではなくて、整備計画の中に課題をきちっと書いておくということは、画期的なことだと県は思うかもしれませんが、これは継続していく計画だということを考えると、次の計画が終わってから検討をしたのではつながりませんから、次に向けて検討する課題をきちっと書いておくことが非常に重要だし、これこそ県の責務ではないかと私は個人的には思います。

佐々木委員 今の長峯委員のおっしゃったことと同じようなことなのですが、次期整備計画に向けてスムーズな移行というようなことも考えると同時に、現メンバーでの武庫川流域委員会というのは次期整備計画のときにはないはずですね。その中で、今の流域委員会の責任として、法定図書である本編の方に次に向けた部分は記載しておいていただいた方がいいのではないかと思います。

川谷委員 今までの5章の本編という皆様の思いはわかるのですが、技術的な面でどうするのかというのにはかなり問題があると私は思っています。1つは、継続検討課題とはいえ、このようなことを考えて下さいというのは基本方針の方に掲げてあるわけですから、次期の計画に向けて検討されるべき項目は、その意味では基本方針の中にリストアップされていることは事実です。それを具体的な検討項目としてリストアップして第5章に入れるということになると、委員会としておおむねその課題を合意したということになると思います。そういうプロセスを経るためには、基本方針のときにやったような水田貯留をどう評価するかとか、流域対策をどうするかということをもう一度やらないといけない可能性が想定されると思います。

例えば、既存ダムは、これから議論されることになると思いますが、例えば第5章に入れるとしても、既に基本方針のところに既存ダムを優先して検討するというにはなっているわけで、その検討結果は必然的に他の貯水施設との効果、あるいは実現可能性、経済性のところを比較することに結びついていくと思うのです。

そんなことも踏まえて、第5章の中に委員会の合意として取り組んでいけるのだろうか、むしろ技術的なところで、そういう取り扱いが可能かどうかというのは考えてみる必要があると思っています。

池淵委員 私も、資料編で対応ということは、他の検討事項は色々あるのだろうと思いますが、既存ダムの代表として千苅ダムの治水活用という面については、治水活用という形のアップした形で、再開発というテーマで私は少し意見を書かせていただいているし、そういう視点で委員会の中でも時間をかけて色々な議論をして、検討項目といいますが、

そういう形のものが、不確定はもとより、実現の可能性についての検討も非常に多岐にわたるといえるにしても、その中でも早急に検討に値する内容ではないかと。

そういうことで、何もかも章を改めてという形ではなしに、その部分については、他の委員でもっと同列に検討に値するという形があるのだろうと思うのですが、検討事項を余りいっぱい書くのも、ボリューム的に上げるのも、前にも言ったように、整備計画でどこまで何を確実にやるのだという形のものが、余りたくさん検討事項という形に書き並べてしまうと、前者の方の内容が少し弱くなるような印象を与えるのも、法定計画上といえども、あり得る話かなと思います。と同時に、千芻のあれについては、同列に検討事項の扱いの中で、ここに書いてあるように資料編に皆あれしてすると、その部分が何か埋没、資料編というのはイメージからして少しどうかと。他の検討事項も皆同列で合意できるかどうかはあれですが、千芻のあれについては、検討事項においても、次期というところまで待たずして、結果的にあれかもわからないが、早急な検討は進めるという意識からすると、資料編の中に扱うものというよりも、章までというあれではないですが、打ち出す形の内容を少し触れるべきではないかなというように考えて、資料編対応という形で千芻ダムを扱うのについては、私の思いからしたら、並べ方としても、他の検討事項という扱いでない思いの強さで触れられないかなということで、少し意見を書かせていただいた次第でございます。

奥西委員 私は、どこかに明記されていたらいいのではないかと趣旨で賛成しましたが、今のご意見、その他についても考えるところがあります。

1つ質問ですが、計画書原案の48ページに、として洪水調節施設の継続検討という項がありますが、これも資料編に移すという趣旨のご提案でしょうか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 本文はそのままという修正です。48ページはそのままです。

奥西委員 そうしますと、継続検討のあるものは本文にあり、あるものは資料編ということになり、資料編に書いてあることは余り大したことがないというような印象を受けますし、ますます池淵委員の言われるように、それだったら全部計画書に書くべきだろうと思います。

池淵委員 私は、そこが少しニュアンスが違う。継続検討は皆平板でというわけではないだろうという意味で、章となっていた形のものについては、頭出しの継続検討の題になる継続検討の思いで、少しそういう形で言わせていただきました。

杉浦武庫川企画調整課長副課長 池淵委員に質問なのですが、本日用意させていただきました資料 6、要は資料編なのですが、めくっていただきまして、目次の 2 ページ、既存ダムの活用、それから新規ダムの環境調査については、今回の整備計画を策定するに当たりまして大変力を割いて検討してまいりましたので、この部分については、先程言いました追加した 3 番、提案と県の考えとは分けて、2 番の形で載せているわけでございます。ですので、他の継続検討と同列に扱っているわけではない認識でございます。

池淵委員がおっしゃっているのは、このような形のイメージなのでしょうか。それとも、そうではなくてということなのでしょうか。

池淵委員 イメージとしては、資料編でウエートをつけたそういう形で、今日初めて見せてもらったのであれなのですが、最初に継続検討という形で、湯水リスクに対する合意形成とか、合意形成が難しいとか、数行だけの形で頭出ししておきながら、それに対してはこんなウエートを持っているが、資料編できちんと扱っているというものが少し物足りないなというように思ったものだから、重複してもいいから、最後の方にでも、あれについては、ここにあるようなキーワードをもう少し並べる形で、継続検討という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、そういう重しを持ちたいなという意味で言わせていただいています。

松本委員長 本編の整備計画の 1 から 4 章はこの 20 年間でやることを書いてあるので、この 20 年間でやるとは位置づけなかったことでも、非常にリードタイムが長い、時間がかかるから、この期間中に継続的に調査検討すべきであるというのが 5 章案の出どころなのですね。これは随分議論してきて、既に報告された運営委員会の報告の中でも、具体的に 5 章案は何をどう書くのか、あるいは先程ご質問があったように、何カ所かで新規ダムと既存ダムとが触れてあるのとの関係をどうするのか、何をどう書くのか、具体的にそこに入れる項目は何なのかというところもまだ確定していないまま議論しますから、大変わかりづらい部分があるのです。

では、具体的に 5 章というのはどんな位置づけで、どのような内容を盛り込んでいくのか、あるいは資料編との関係はどうするのか。とにかく検討課題をどこかで位置づけようということになれば、それを少したき台として委員長として提案をしますということは何回か前の運営委員会で申し上げているのです。

そういう方向で検討しようということにならない間にそれを出すというののもいかなものかと思って、まだ出しておりませんが、少し整理のために、5 章案というのは何かとい

うことを今整理できている部分で申し上げますと、5章の位置づけというのは、今回の河川整備計画の策定作業には間に合わないもので、しかし重要な課題であり、実際にやるとなると随分検討とか調整に時間がかかる。いわゆるリードタイムが長い。こうした問題については、今期計画の20年間の計画期間中に調査検討を進めるものを一括して記載するという位置づけではないだろうかということです。

だから、海のものとも山のものともわからない話ではなくて、少なくとも先程の議論にありましたように、随分と時間をかけて精力的に検討してきたが、整わずに間に合わなかったものというところを、新規ダム、既存ダムに限らず、そういうものをここに検討課題として入れることによって収れんできるのではないかという発想から来ています。

では、前の1から4章の中で一部触れている項目、新規ダム、既存ダムについて何カ所かで記載されていますが、これとの関係はどうするのかということについて言えば、それは現在1章から4章の中で書かれている内容については重複しても構わないのではないかという考え方です。計画期間中に整備を実行するものと区別して、策定時点では整備事項には挙げないが、計画期間中に調査検討する課題をまとめて明確にするというところに意味があるだろうということが第5章の位置づけなのです。

先程資料編へ書く提案がありまして、それに対して色々な意見が出ていました。これに関して言えば、かといって、5章で調査検討する課題の細目にわたって、一つ一つの項目の中身をなぜ調査検討するのかとか、あるいは調査検討する内容を細々とそこに記載すると、実際に事業を行う1章から4章までとのバランス上問題も出てくるだろう。そういうことで、5章のところには骨格というか、基本的なところを記載しておいて、詳細が必要なものに関しては資料編に委ねるというやり方でもいいのではないか。本編に書かれていることで詳細にわたるものを資料編に入れるというのが資料編の趣旨ですから、本編に書いてないことを資料編でフォローするというのは、やや違うのではないかと考えます。

そういう意味で、県が提案されている資料編に7章を設けて、そこへ入れるというのは、これはこれで併存できるのではないかという考え方で、そのことによって、第5章を設けても、そこに余り細々したことまで書かずに済むということになるのではないかというのが5章の位置づけなのです。

こういうことをベースにして、では具体的に何を盛り込むかというところは、今後さらに詰めて提案をしていきたいと思いますが、少なくとも継続検討課題として、既に書かれている新規ダムとか既存ダムのことについては、当然この中で触れるべきであろう。それ

から、全体委員会の中でも議論になっていました遊水地で上流浄化センター用地をもっと拡張できるのではないかなというようにも対象になるだろう。あるいは流域対策についても、水田を初めとした幾つかの問題でまだ解明できない課題がいっぱいあって、これらもかなり時間がかかることですから、当然流域対策についても幾つかの問題が継続検討課題として、具体的な検討すべき課題を引き継いでいくというような記載ができるのではないかな。

その他、例えば下流域の築堤区間の堤防強化が必要で、例えば阪神橋梁のつけかえ、あるいはあの付近の極めて脆弱な地区における都市計画事業との一体整備によって堤防強化を行うという提案もありますが、これらもやるとなれば、10年、20年というリードタイムがかかるものですから、それらはやはり調査検討の対象に入るのではないかな。それを具体的にどれを入れるか、どれを入れないかは、これからの議論に委ねたらいいかなと思いますが、そうしたものを一括して記載するという方向で提案あるいは検討していこうかなというのが5章案です。

それに対して、なぜそういう方向でまだ合意できていないかなという、県の方からは、あくまでも整備計画はやることであって、やることとして位置づけていないことを調査検討する課題を一々計画に盛り込むものではないかなという考え方が披露されています。その辺については、本来計画は具体的にやらずにその期間中に検討することも計画の一つではないかなというように議論がまだ対立したままでありますが、この辺を計画論としてどうなのかということも詰めながら、もう少し今日の先程の議論も踏まえた上で、運営委員会で協議をしたいと思います。

その際、先程県の方の提案された資料編7章のところでご意見、質問もありましたが、委員の個人の意見が委員会としてまとめれば委員会の意見になるというようなご説明がありました。委員個人の意見とそれに対する県の意見を載せるというのは議事録ですから、それはなじまないだろうと私は思っています。

もう1つは、当委員会は、意見がまとまらないから複数併記して、あとは県でご勝手に判断して下さいというやり方はやらないという形で提言あるいは基本方針の段階も含めてやってきました。だから、最大限委員会の意見としては収れんさせる議論を行うということが委員会の務めだと思います。まとめられないから個人の意見を列挙してという、そんないいかげんな文章を残すわけにはいかないだろうと私自身は思っていますので、そのあたりもどうしたらいいかなということは今後詰めていきたいと思っています。

以上のような取り扱いで、今日のところは、あと運営委員会で少し詰めて、次回もう一度具体的な提案を議論するというにしたいと思いますが、いかがですか。では、そのように取り扱います。

大分時間が延びましたが、これで本日の審議事項は終わらせていただきます。先程の問題についても、傍聴者等からもこれにかかわる意見をいただいております。

もう一つ、3点目を忘れていましたが、既存ダムを活用について、特に千苅について、今期計画の中に入れるか入れないかということについての確認だけをしておきたいというご提案をしました。これまでの議論では、入れるのは難しいということは十分認識しているがという話で、まだ入れないということについての確認をしておりませんので、先程の5章論議をするに際しては、今期の計画でもう千苅等の問題は1から4章のところの数値的に入れるということはやらないという確認を得ておかないと、それなしに先の議論に行けませんので、そのように取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

では、そのように確認をさせていただきます。

では、最後に傍聴者の方からご意見があれば、短時間ですが、伺いたいと思います。

白神 西宮市の白神といいます。

細かい話で恐縮ですが、一番新しい計画原案の2ページのイ、千苅ダムの治水活用や新規ダム建設の課題という項で、右肩に10という数字があって、選択肢「のひとつ」というのが追加されたと理解しました。質問は、てにをはは少し変わりますが、これとほぼ同じ文章が、48ページのまさに先程来議論のあった洪水調節施設の継続検討のところに再度記録されていると。こんな大事な報告書に、たとえ10行ぐらいと言っても、ほぼ同じ文章に紙面を割くのかなという疑問を私は持ちました。そこは譲ったとしても、ここで教えいただきたい疑問は、2ページで、「のひとつ」というのをわざわざ修正を入れたのですね。この「のひとつ」が48ページ中段のところには抜けているのではないですか。これはクリアにしておかないと、この文書自体整合性が疑われることになるのではないかとというのが1点。

もう1点、今日のドキュメントにも載っているのですが、時々武庫川を散歩して疑問に思っていることがあるので、この場では却下と言われたら出直して、別途しかるべき部門に質問しますが、水面の掃除というのは県としてはどれくらいお金をかけていますか。つまり、原案の中でも、将来の水質のことであるとか、環境であるとか、色々語られている。もしくは、地域の住民と協力して掃除をするとか、あるいは契約して市役所に貸して

いるというか、公園の分は市役所が掃除するとか、そういうことはよく書かれているのだが、水面そのもののごみは、県はどれくらいお金をかけていますか。県民の意見として言うと、水面を美しく、もっともっとお金を使えばいいと思う。それについて、どこかに聞けというのならそれでもいいし、何かコメントがあれば、教えていただきたい。

松本委員長 さきの質問は、検討する中でさせてもらいますが、水面のごみは、別に県の仕事としてやっていないわね。

小西河川整備課長 一般的に河川の維持管理の中で、必要に応じて予算を置いておりますが、そんなに多額の費用は割けていないと思います。むしろ、流域の沿川の皆様の河川愛護活動によっているところが大きいかと思えます。

白神 今のお話は、水面のごみは、河川管理者として掃除の対象ではないというお答えですか。

松本委員長 そんなに金をかけていないという言い方で……。

白神 では、どのくらいお金をかけているか、次回ぜひ教えていただけませんか。

小西河川整備課長 一度確認いたします。

松本委員長 質問という形で、回答する用意をしておいて下さい。

山口 西宮市青葉台に住んでおります山口と申します。

今回青葉台地区の修文ということで、河川拡幅の部分を削除するという点に関しては大変歓迎したいところなのですが、今回気になる点が3点ありまして、1つが、資料2の10番、下流部掘り込み区間の計画について特に意見はないというところ、それと資料3-2の21ページ、修文意見の中で、ここは例外であるから、引き堤はオーケーであるというところ、それと、県側の回答のところ、地域の方の協力が大事ということが気になりました。21ページの修文意見の意見追加の理由の「ここは例外であるから田村委員の意見にしたい、まちづくりの観点を導入する」というところです。私は全部把握しているわけではないので、これはもうご説明しましたというように言われたら申しわけないのですが、インターネットで閲覧したときもすごく気になった部分で、ここは例外ということなのかということが一番気になるところです。

もう1つは、私たちの立ち退き問題ということより、武庫川全体の治水として本当に不可欠なことであるのかどうか、流域委員会としてどういう意見をお持ちなのか。流域委員会として、青葉台地区の河川の整備計画というのは、一番最初にお話しされた時点で、一

応ここで終結とおっしゃったので、武庫川の治水の一部として考えてはいただけないのかということが少しお聞きしたいところなのです。

松本委員長 前段の話は、どこの箇所の表現がどうだというのは、そっちで把握できていますね。把握できていなかったら、後から聞いて下さい。

後段のところは、私が冒頭に報告したことは、整備計画として3つの選択肢があると。その選択肢からこういう判断だということを経元に説明したが、果たしてそれでいいかどうかは、柔軟に地元と協議して検討していきますということで、それはそれでよしとしたということが1つです。整備計画として、何らかの流量の拡大を図る対策が必要であるということの認識はしていますから、対策が必要でないという見解は持っていませんということを申し上げたのです。

細川 尼崎市の細川です。

千苅ダムの問題は、象徴的な問題だと思っています。武庫川流域委員会は、武庫川ダムさえやめたら、何でもありなのか、それとも、今後20年、いやさらにそれから先も、ダムによらない治水を目指していくのか、今それが武庫川流域委員会に問われていると思います。

最近傍聴しておりますと、一部の委員は活発に発言されていますが、ほとんど発言しない委員も多い。この問題は、委員お一人お一人が真剣に考え、責任を持って結論を出して欲しいと思います。その上で、委員会として合意ができれば、もちろんそれが一番望ましい。もしそれが合意できないのであれば、少数意見として別途載せるということも仕方がないと思います。できれば、合意を目指して、武庫川流域委員会は今後どういう川づくりを、武庫川づくりをやるようとしているのか、住民に示していただきたいと思います。

ありがとうございました。

金山 今、武庫川下流で天然アユを確認というのがありますが、5月18日に釣れたアユは、遡上環境が悪いために、前にも少し言いましたが、サンマ型になって、腹がぺっちゃんこになるんですよ。今回、8月3日となりますが、この魚自体が5cm以上小さい。それと、一番大きく出ている特徴は、アユの胸びれに星マークが全然ないのですね。生育環境等が重なって、出ないのですよ。一番未熟的なアユの発育なのですね。

武庫川の漁業組合でも色々な話があって、こういうことを現場へ行って話をしたんですよ。市議員が仲を持ちますということで、色々な世話をしまして、こうして欲しい、ああして欲しいというお話を僕にしました。現地で確認のなにをしたんですよ。そして、あ

る人にその報告をしたら、漁業組合と勝手に会うな、なぜ会うんだ、今後は会うな、おれの命令やと、こういうようなごっついことを平気で言うもんですね。漁業組合の会員で、僕の昔の弟子さんですが、35人以上おるんですよ。幹部になっております。こういう人は協力して下さい、河川がよくなったら、またお願いします、しましよと、やっています。それで、説明を求めたけど、説明もしない。

次に、法西委員が、ここへ行って一応話を聞いてみなと言って、あるところへ行ったら、こういう質の悪い人間を相手にするな、断れと言われて、断ったという電話が入ってきて、私は行っていません。今後、今の問題を委員会で、偏見と独善的な話はやめた方がいいですね。僕は紳士的に話そうと思うが、こういうことをやられるとやはり感情的になります。

僕がここへ来たのは、県の方から資料とか工程を送ってくれたために、今来ています。少しでも僕の実績と経験を自然環境に生かしたい。それと、松本委員長が、前に一度話したときに、県の方へ書類を出してくれ、知事の方へ出してくれというアドバイスも受けて、そういう一つの支えがあるために、感謝しながら今僕は参加しているのです。無駄口とか、わけのわからないことはやめた方がいいです。

千代延 吹田に住んでおります千代延です。

最後の議論になりましたが、千叡ダムの治水活用について、武庫川は二級河川ではありますが、人口、資産とも非常に集中した阪神間を流れており、戦後最大洪水対応が原案では一応達成されるという非常に結構なことになっております。しかし、この資産、人口の集中の状況からして、あわよくば、千叡ダムの治水活用を整備期間中に少なくとも手がつけられるというぐらいのところまで高めていただきたいという希望を持っています。

ということで、少なくとも本文にこれをうたっていただきたい。池淵委員から意見が出ておりましたが、私はそれに近いのですが、多くの継続検討の事項があって、それに埋没することがないようにということをお願いしたいと思います。と申しますのは、千叡ダムの治水活用は、手段はダムであります。新たな環境負荷が生じることは回避できると。それが1番目です。2番目には、既存施設を活用することにより、事業費の節減が可能である。3番目に、治水効果が県のシミュレーションでは毎秒490m³の流量低減と非常に効果が大きく、かつ話が決まれば、効果の発現までに要するに時間が短いと。4番目に、千叡ダムの場合、現在既存不適格という状況にありますが、治水活用ということに踏み切れば、事業費は今のところ高くつくというように出ておりますが、この既存不適格という

問題が解消できるということから、他のことに先んじて本文にうたい、かつ優先順位を高いところに持って行っていただきたいと、私は希望いたします。

最後に、全然違う問題ですが、今日の P D C A の議論を聞いておりまして、県の考えが非常にわかりにくく、最近の発想に立っておられない。少し失礼な表現かもしれませんが、そのところが新しい心配の種ができましたので、あと審議の回数は少ないと思いますが、しっかり詰めて、画竜点睛を欠くことがないような原案にしていっていただきたいと思います。

松本委員長 ありがとうございます。いずれもこれからの審議に反映させていきたいと思っています。

杉浦武庫川企画調整課副課長 私どもの手違いで、本日お渡しした資料にミスがありまして、差しかえしたいところがございますので、少し説明をさせて下さい。

本日の流域委員会資料 3 - 3、河川整備計画原案の 16 ページでございます。先日の運営委員会の協議の中で、修正するというように申し上げていたところが、修正できていないところがございます。具体的に申しますと、16 ページの下から 2 行目の部分、「を優先して、引き続き河川改修事業を進め」という部分は、今お配りしているペーパーの赤字で書いてあります通り、「では、地元住民の意向を踏まえながら、引き続き河川事業を進め」という文章に修正するという事です。

修正することになっていた分が差しかえできておりませんでしたので、今お配りしているところでございます。大変申しわけございませんでした。

松本委員長 失礼しました。私、修正したものを前提に報告をしました。

杉浦武庫川企画整備課副課長 私どものミスですので、申しわけございません。

松本委員長 では、最後に議事骨子の確認をして終わりたいと思います。

前田 本日の議事骨子を朗読させていただきます。議事骨子はスクリーンでも見ていただけるようにしておりますので、ご覧下さい。

第 66 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子署名人の確認

松本委員長と田村委員が、議事骨子の署名人となることを確認した。

2 運営委員会の報告

8 月 9 日開催の第 107 回運営委員会、8 月 17 日開催の第 108 回運営委員会について、松本委員長から協議状況(資料 1)の説明があった。

3 これまでの審議結果の整理

「第 60 回～第 65 回流域委員会における審議結果の整理表(案)」(資料 2)について、松本委員長から説明があった。

4 流域市が求めている武庫川の河川景観について

「流域市が求めている武庫川の河川景観について」(資料 3 - 2 添付資料 3)について、県から説明があり、各委員(田村、佐々木、奥西)より意見があった。

5 青葉台付近の河川改修計画について

運営委員会からの報告として、「武庫川水系河川整備計画(原案)〔8月17日時点修正案〕」(資料 3 - 3)における関連箇所について、松本委員長から説明があった。

6 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画(原案)等の修正に関する資料(資料 3 - 1～3 - 6)について、県から説明があった。

7 河川整備計画(原案)に対する論点について

7.1 「推進体制に関すること」について

(1) P D C A の評価

P D C A の評価について、各委員(長峯、佐々木、田村、奥西)より意見があった。

(2) 河川整備計画のフォローアップ

「武庫川水系河川整備計画等の実施についてのフォローアップイメージ」(資料 3 - 2 添付資料 1)について、県から説明があり、各委員(田村、長峯、佐々木)より意見があった。

(3) 流域連携

「武庫川における流域連携の考え方」(資料 3 - 2 添付資料 5)について、県から説明があり、各委員(田村、松本(誠)、法西、佐々木、岡田)より意見があった。

7.2 「その他(河川の維持管理、モニタリング、文書の構成)」について

提出されている委員意見書を論議に替えるものとする。

7.3 「河川整備計画(原案)、総合治水推進計画(県原案)の位置づけに関すること」について

各委員(奥西、中川、田村)より意見があった。

7.4 資料編の構成等について

「次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案について(案)」(資料 3 - 2 添付資料 6)及び「武庫川水系河川整備計画(原案)資料編〔8月24日時

点修正案」(資料 6)について、県から説明があり、各委員(奥西、村岡、長峯、佐々木、川谷、池淵)より意見があった。

8 その他(今後の開催日程)

・第 67 回流域委員会は、平成 22 年 9 月 2 日(木) 13:30 からアピアホール(逆瀬川)で開催する。

・第 68 回流域委員会は、平成 22 年 9 月 16 日(木) 13:30 からいたみホールで開催する。

以上でございます。

松本委員長 何かございますか。

ないようですので、これで確認します。ありがとうございました。

では、これで本日の会議を終了します。ご苦労様でした。

→